

昭和 41 年度

林業の動向に関する年次報告

概 説

林業は、国民経済の諸要請にこたえ、木材その他の林産物を安定的に供給するという経済的使命を有している。他面、林業が対象とする森林は、国土の保全、国民の保健休養等の公益的機能を保有している。しかも、森林のこのような機能の確保を図ることは、経済の成長発展、社会の進歩向上に伴って、今後ますますその必要性を増すものと思われる。

最近における林業の動向をみると、次のような点が指摘される。

(1) 木材の需要は、薪炭需要の減少や代替財の進出等需要構造の変化を伴いつつも、すう勢的には拡大基調にある。これに対し、国内の木材生産はいぜんとして停滞の傾向を示しており、外材の輸入が逐年増加してきている。

(2) 国内の森林資源の開発はいまだ十分でなく、しかも、資源造成のための造林が最近減少の傾向にある。

(3) 林業経営体はきわめて多様であるが、わが国の林業生産の過半をになっている私有林経営においては、その経営規模は零細なものがきわめて多く、経営基盤がぜい弱であり、その生産活動も一般に停滞的である。

(4) 近年、林業就業者の他産業への流出が著しく、林業労働については、その量的不足とともに質的劣弱化の傾向がみられ、労賃も上昇している。

したがって、今後わが国林業の発展を期するためには、森林のもつ公益的側面を考慮しつつ、林業生産の増大、林業経営の改善を図るとともに、林業従事者の地位の向上に資するよう、林業における生産、構造、流通、従事者等に関する諸施策を総合的に推進する必要がある。

いま、昭和 40 年度を中心とする最近における林業の動向の概要を述べると、次のとおりである。

1 林産物需給の動向

(1) 木材需給の動向

40年から41年にかけての木材需給の基調は、それ以前と変化がない。すなわち、40年の用材需要量は、前年より微減したものの、41年にはふたたび増勢に転じており、これに対する国産材の供給量はいぜんとして停滞的であり、一方、薪炭材は需要量、供給量とも減少をつづけている。

まず、40年の用材需要量は、前年に比べ0.4%減の7,053万m³となった。

これを部門別にみると、製材用材および合板用材はともに前年に比べ増加しているが、パルプ用材は前年よりも減少した。これに対し、国産の用材供給量は、40年は前年に比べ2.5%減の5,038万m³となったが、外材の用材供給量は前年の5.1%増の2,016万m³となり、外材の用材総供給量に占める割合は、39年の27.1%から28.6%に高まった。一方、薪炭材の需要は、いぜんとして減少の傾向を示しており、40年には627万m³と、前年に比べ23.1%の減少となった。

つぎに、40年における木材貿易の概況を輸入についてみると、その量は1,719万m³、その金額は1,788億円で、輸入品日別金額では、石油、鉄鉱石に次いで第3位である。輸入された外材は、40年には、ラワン材52%、米材26%、ソ連材15%、その他材7%となっているが、材種は丸太が圧倒的に多く、製材品は5%程度で主として米材である。なお、最近、木材チップの輸入が増加し、40年には27万m³となった。

一方、木材の輸出についてみると、主要品目は合板と吋材であり、40年の輸出総額は325億円で、前年に比べ、合板輸出量の伸びにもかかわらず、金額では2.5%の減少となった。これは、アメリカ向けセン合板の価格が低下したことやフィリピン、台湾、韓国等のラワン製品の進出によりアメリカの市況が軟化したことなどによるものである。

(2) 木材流通の動向

素材の流通状況を製材工場、パルプ工場、合板工場等への入荷量についてみると、40年は6,626万m³で、前年より11万m³減少している。これを国産材、外材別にみると、国産材は4,954万m³、外材は1,672万m³で、前年に比べ、国産材が2.3%減少しているのに対し、外材は6.6%の増加となっている。また、外材の都道府県別入荷状況をみると、港湾都市をもつ都府県が多くを占めているが、各県とも入荷量が年々増加している。

このような外材入荷の増大もあって、国産材の入荷状況は少なからざる変化をみせている。国産材の入荷状況を自県材と他県材の入荷割合でみると、全般的に自県材比重の増加、他県材比重の減少をきたしている。

つぎに、輸入製材品を含めた製材品の流通量をみると、40年には、前年の1.2%増に当たる3,424万m³で、35年に比べると28.3%の増と年々増加している。このうち、輸入製材品はすう勢としては増加しているが、40年は96万m³で、総量に占める割合は2.8%にすぎず、その大部分は米材である。また、手持ち材による製材品の販売量は、40年には2,630万m³で、その出荷先をみると、木材市売市場16.8%、木材販売業者38.3%、木材加工業者・土建業者等の直接消費者44.9%となっており、直接消費者がもっとも多い。なお、手持ち材による製材品は、東京、大阪、愛知の3都府県に出荷されるものが多いが、その割合は、主として地方消費の伸びにより年々低下し、40年には29.4%となっている。

さらに、これら3都府県への素材および国内びき製材品の入荷量を輸送機関別にみると、40年には鉄道27.0%、船23.2%、トラック49.8%となっており、年々トラック輸送による割合が高まってきている。

(3) 木材工業の動向

わが国の木材工業は、一部のパルプおよび合板企業等を除けば中小企業が多く、一般に生産性が低く、経営基盤の弱いものが多い。この対策として、最近、設備の近代化や木材団地建設等が進められている。

まず、製材工業の動向をみると、40年末現在における工場数は約2万4800工場で、その数は非常に多いが、従業員30人未満の小規模工場がその約95%を占めている。これを製材用動力の出力階層別にみると、22.5kw未満の小規模工場が年々減少し、22.5kw以上の工場が増加の傾向にあり、1工場当たりの出力数は、39年に比べ4.4%増の33.0kwとなっている。また、設備状況についてみると、労働者の不足や労賃の上昇に対処するための自動化、大径外材の製材に適した大型工場の出現などによって、帯のこ盤での手押式の減少、自動式の増加がみられ、また、動力による搬送設備の増加がめだっている。なお、40年度における製材企業の内容をみると、売上高が前年度の5.7%増を示しているのに対し、純利益は前年度の5.7%減となっており、経営内容は悪化している。

つぎに、紙・パルプ工業についてみると、40年には、生産調整が行なわれたためその生産は伸びなやみ、ここ数年の上昇率では最低となった。また、出荷は、関連産業の不振によ

って低調に推移したが、秋頃から好転のきざしをみせはじめた。一方、在庫は、39年の過剰生産による急激な上昇が40年7月までつづき、以後在庫調整により減少しはじめたが、前半の増勢が著しかったので、年間を通ずると前年よりも大幅に増加した。40年におけるパルプの生産量は516万トンで、前年に比べ2.8%増となっているが、その伸びは、39年が38年に対して9.8%増であったのに比べると、著しい低下である。また、紙の生産量は、関連産業の不振により40年は前年よりも0.9%減の730万トンとなった。なお、パルプ用材の40年の消費量は、1,685万m³となっているが、材種別にみると、原木では針葉樹、広葉樹とも減少しているのに対し、木材チップは前年の13.6%増と大幅に伸び、全消費量の過半を占めるに至った。

さらに、合板工業の状況をみると、国民経済の成長に伴う需要の増大によって、その生産は年々増加している。40年に生産された普通合板は約7億1700万m³、普通合板を台板とした二次加工合板は約1億8700万m³で、前年に比べ、それぞれ7.8%、15.6%の増加となっている。しかし、その伸びは、合板市況の悪化による操短や設備投資の一段落による生産能力の増勢鈍化などにより、最近2・3年の伸びに比べるとかなり低くなっている。なお、普通合板のうち耐水性の高い1類、2類合板の生産は、その需要の増大により著しく増加している。

また、木材チップ工業についてみると、40年末現在の工場数は5,820工場であるが、製材工場との兼業が多く、全体の83%を占めている。40年に生産された木材チップ総量は、前年の12.5%増の843万m³であるが、工場残材によるものが過半数を占めている。

最後に、フローリング工業についてみると、建築着工量の増加、生活様式の変化に伴って、その生産量は年々大幅に増加している。40年における普通床板の生産量は、前年の15.7%増の1,362万m³となっているが、とくに外材を使用したものが54.3%増と急増している。

(4) 木材価格の動向

木材・同製品の卸売物価指数をみると、36年に大幅に上昇し、その後39年までは大きな変動もなく推移したが、40年にはいつてからは、上半期は一般経済の不況の影響をうけ、どの月も前年同期を下回った。しかし、下半期になると景気回復策が浸透し、秋需を契機に上昇に転じた。41年にはいつてからも、5月までは前年同期を上回る高水準を保ち、6月以降になると、建築活動の活発化に伴ってふたたび上昇した。このような40年後半から41年にかけての木材価格の全般的な値上がりのなかで、木曽ヒノキ・サワラ、秋田スギ、米檜等の一部高級材の値上がりが著しかった。以上のような値上がりは、この期間において木材に対する建築需要が強かったにもかかわらず、国産材の供給が停滞し、また一部高級材につ

いては、米櫨をも含め、その資源的制約により供給量に限界があったためである。

また、パルプ用材価格については、40年末からの紙パルプ産業の好転とともに原木に対する需要も高まり、価格は強含みで推移してきている。

なお、立木価格は、37年以降下落の傾向にあったが、40年後半からの木材市況の好転を反映して、41年には上昇傾向を示している。

(5) 薪炭および特殊林産物需給の動向

まず、薪炭需要は、燃料消費構造の変化により、工業用など一部の木炭を除いて年々激減しており、その生産も需要の減少や製炭労働者の不足などにより同様に減少している。

40年における木炭生産量は、前年の25.1%減の59万トンであるが、減少の著しい地域は西日本で、東日本の主産地である東北では他の地域よりも減産率は低い。また、40年における薪の生産量は、普通薪1億2000万束、しば薪1,400万束であるが、その減少は木炭同様にかなり著しい。

なお、薪炭価格の動向をみると、生産の減少が需要の減少に先行する傾向がみられるため、35年以降上昇傾向を示している。このうち、木炭価格は、39年末における市況の低迷により産地の売急ぎを活発化させたため、40年1～3月には低落したが、4月以後は上昇に向い、12月には前年同期を上回った。

つぎに、特殊林産物の生産動向をみると、まつやに、あべまき樹皮等の工業用原料、しゅうろ樹皮、竹材等の農林水産用資材等として消費されているものの生産はひきつづき減少傾向にある。これに対し、しいたけなど食用となるものは、国民一般の食生活の向上に伴って年々生産は増加している。なかでも、しいたけは、栽培技術の普及、生産施設に対する助成措置等もあって、生産意欲が高まり、生産の増加は顕著である。40年の生産量は、生しいたけ1万6,600トン、乾しいたけ4,800トンで、35年に比べると、それぞれ4.4倍、1.5倍に増加しており、その生産額は150億円を上回っている。なお、その輸出は、数量で1,200トン、金額で25億円となっている。

2 林業生産の動向

(1) 育林生産の動向

人工造林面積は、36年度の約41万haをピークとしてその後年々減少し、40年度においては前年度の4.7%減に当たる37万haとなっている。これを国有林、民有林別にみると、国有林では年々増加しているが、民有林では減少している。民有林における造林の減少傾向は、再造林、拡大造林のいずれについても認められるが、森林資源の造成という見地からみれば、拡大造林の傾向が問題となる。

そこで、民有林における拡大造林についてみると、私営のものは減少の傾向にあるが、公営造林は伸びてきている。公営の拡大造林の増加は、森林開発公団、造林・林業公社による分収造林が近年急速に伸びてきたためである。つぎに、私営の拡大造林の動向を人工林化進捗度によって地域別にみると、いずれの地域でも減少の傾向にあるが、人工林化進捗度の低い地域では、その減少率が小さく、人工林化進捗度の高い地域ほど減少率が大きくなっている。これは、人工林化進捗度の高い地域では、人工林化の余地が少なくなっているためであり、問題は、人工林化進捗度の低い地域において、私営の拡大造林が減少してきているところにある。

さらに、36年度から40年度までの樹種別造林面積の推移をみると、スギ、ヒノキはやや減少、マツ類、カラマツはかなりの減少となっている。

以上のように、民有林の拡大造林が減少傾向にあるが、そのおもな原因としては、薪炭需要の急減に伴う低質広葉樹の伐採量の減少、林業労働力の流出、労賃の上昇、造林対象地の奥地化、将来の林業に対する不安による造林意欲の低下等があげられる。

なお、造林地の成林を阻害するおもな被害としては、病虫害、気象、火災等によるものが多いが、病虫害等の被害の動向をみると、年によって増減はあるものの、すう勢的には、国有林ではほぼ横ばいであるのに対し、民有林では増加の傾向にある。

また、造林に必要な山行苗木の40年度の生産量は約16億本で、前年度に比べて約1億本の減少である。なお、民営の苗木生産事業はきわめて零細な経営者が多く、最近の労働力事情、資金不足等の問題もあって優良種苗の確保を困難にしている。

(2) 素材生産の動向

37年以降伸びなやみの状態にあった素材の生産量は、40年には4,953万m³となり、前年より2.3%の減少となった。これを国有林、民有林別にみると、前年に比べ国有林では1.1%の増加であるが、民有林では3.8%の減少となっている。また、36年に比べると、国有林では29.4%の増加で、針葉樹材、広葉樹材ともに増大しているが、民有林では10.5%の減少で、広葉樹材はすう勢としてはやや増加しているものの針葉樹材の減少が著しい。

40年における素材生産量を針葉樹材、広葉樹材別にみると、前年に比べ、針葉樹材では1.8%減の3,495万m³、広葉樹材では3.3%減の1,458万m³となっている。針葉樹材生産について樹種別にみると、36年以降ヒノキがすう勢的に増加しているのに対し、スギ、マツ類は減少している。とくに、マツ類は、過去における伐採や松くい虫被害等による資源の減少の影響もあって、その減少傾向も著しい。また、用途別構成では、製材用が81%を占め圧倒的に多く、パルプ材用が10%でこれに次いでいるが、パルプ材用および坑木用その他は漸減の傾向にある。一方、広葉樹材の樹種別構成は、針葉樹材よりはるかに分散的である。また、用途別構成では、製材用40%、パルプ材用29%、木材チップ用18%の順となっており、製材用の生産は有用広葉樹が資源的にも限られていることもあって伸びず、パルプ材用も木材チップ用におされて減少している。

最後に、民有林における素材生産の停滞原因を求めると、労働力の不足、労賃の上昇、伐採対象林地の奥地化等があげられるが、さらに、林道の未整備資本装備の近代化のおくれ、山林保有規模の零細性、企業意識の低さ等が基本的に影響しているといえよう。

3 林業経営の動向

(1) 私有林の経営動向

私有林経営体の大部分を占める林家の経営動向をみると、立木、素材、薪炭等なんらかの林産物を生産販売し林業現金収入をえた林家の割合は、40年は35年に比べて15%から12%強へと約2割減少しているが、山林保有規模別にみると、その減少度合は小規模階層ほど大きくなっている。また、その割合は両年とも小規模階層になるほど低いが、20～50ha層になると、過半の林家がなんらかの林業現金収入をあげていて、両年の間に大差がなく、さらに50ha以上層になると、逆に40年の方が高くなっている。

このような傾向は、造林を行なった林家数についても同様である。また、両年とも全体では林業現金収入をえた林家の割合が造林した林家の割合より少ないが、20ha以上層は、40年になると、林業現金収入をえた林家の割合が造林した林家の割合よりも高く、規模が大きいほど植伐両面で経営活動をしている林家が多いことを示している、

また、林家の経営活動を労働雇用の態様からみると、労働者を雇用した林家の割合は、40年の方が35年よりも多く、その増加の程度は小規模階層ほど大きい。これを生産部門別にみると、育林部門では全体的な傾向と同様であるが、伐出、製薪炭等の部門では40年の方が逆に減少し、しかも、小規模階層ほどその減少度合が著しく、50ha以上層では両年とも

ほとんどかわっていない。

つぎに、林家の経営を保有山林規模によって、小規模林家（1～5ha）、中規模林家（5～50ha）、大規模林家（50ha以上）に区分し、それぞれの経営概況をみることにする。

(1) 小規模林家の林業経営

小規模林家にあつては農業経営を行なうものが95%と大半を占めているので、その経営動向を山林1～5ha保有する農林家についてみることにする。小規模農林家の所得をみると、農林家総所得は、40年度では前年度に比べて15%増の81万円となっているが、林業概算所得は両年度とも約6万円でほとんどかわりがなく、したがって、総所得に占める林業概算所得の割合は、8.4%から7.3%へと低下している。また、40年度における家族員の林業への労働投入量は、1戸当たり家族員総労働投入量のわずか5.3%にすぎない。

以上のような傾向は、地域別、経済地帯別、経営耕地規模別、人工林率階層別に若干の差異がみられるものの、一般的にこの階層においては、農業経営やその他の兼業の比重が大きく、林業経営はその補足的意義をもつにすぎない。

(2) 中規模林家の林業経営

中規模林家の1戸当たり林業現金所得をみると、40年には約43万円であり、林業現金収入は前年に比べ3.7%の減少となっている。現金収入の内訳では、天然林立木販売収入、素材生産収入、製薪炭収入がいずれも前年に比べて減少しており、前年に比べて著しい増加をみせているのは、その他林産物収入であり、その大部分はきのこ、とくにしいたけ栽培収入である。人工林立木販売収入は階層によって差があるものの、総数では前年に比べ9.8%の増加となっている。

中規模林家の林業以外の所得は、前年に比べ増大しており、40年には平均して約60万円であつて、この階層においても平均的には林業以外の所得の方が林業現金所得よりも多くなっている。

さらに、労働投入量についてみると、40年は前年に比べ全般的に林業に対する投入量が減少している。これを規模別にみると、家族労働力においてはいずれの階層もやや減少しているが、雇用労働力においては5～20ha層ではほぼ横ばいであり、20～50ha層では減少がめだっている。

(3) 大規模林家の林業経営

大規模林家は、50ha をこえる大面積の山林を保有していても、山林経営を主業とするものは50%で、農業を主業とするものが20%、その他の仕事を主業とするものが30%となっており、その経営内容は千差万別である。

また、その人工林率は平均して49%程度であるが、これを主業別にみると、山林経営を主業とするものでは58%、農業を主業とするものでは24%、木材関係の自営業を主業とするものでは70%となっている。

つぎに、人工林率階層別にその戸数分布をみると、過去5年間に人工林率の高い階層の方に分布が移動しており、かなり拡大造林が行なわれたものと考えられるが、地域別にみると、人工林の少ない東北、北陸、中国において拡大造林面積が増大している。

(2) 公有林野の経営動向

公有林は、主として都道府県有林、市町村有林、財産区有林に大別されるが、その保有面積はわが国森林面積の11%に当たる284万haである。このうち、人工林面積は29%にすぎず、大半が天然林、とくに広葉樹林で占められている。

また、公有林の使用形態をみると、都道府県有林ではその93%が直営林であるが、市町村有林および財産区有林では、官行造林、県行造林、公団造林、公社造林、分収造林等他人に経営をまかせている林地が多く、また旧慣により地元に使用収益させているものも少なくない。

さらに、その経営による益金の使途をみると、都道府県有林ではその大半は民有林の開発や育林事業に使用されているが、市町村有林ではその約90%が公共建築や公共施設などの財源にあてられ、林業に還元されるものはきわめて少なく、財産区有林においてもその60%以上が公共目的に使用されている。

つぎに、都道府県、市町村、財産区による造林についてみると、その造林面積は40年度では約5万haで、前年度に対し0.7%の減となっているが、そのうち、36年度以降の市町村、財産区による拡大造林の減少傾向がめだっている。

なお、40年における公有林の素材生産量は、前年に対し8.0%増の359万m³で、わが国素材生産量の7.3%に当たる。

(3) 国有林野の経営動向

林野庁所管の国有林野（官行造林地を除く。）は、面積で 756 万 ha、蓄積で 8 億 9000 万 m³ でそれぞれわが国森林面積の約 30%、蓄積の約 50%に当たる。このように、国有林はわが国林業において重要な位置にあり、国民経済の発展に伴って、森林のもつ公益的機能の確保、木材生産の増加等国有林に対する諸要請は、最近一段と強まってきている。

また、40 年 3 月に中央森林審議会から答申された「国有林野事業の果たすべき役割りと経営のあり方」の趣旨を尊重して、一層各種事業の生産性の向上を図るなど、事業の合理的運営が図られている。

つぎに、国有林野事業の経営をみると、まず、木材生産においては、増大する木材需要に対応し、将来の木材の持続的供給に支障をきたさない範囲で伐採量を増加してきたが、40 年度においては前年度をやや下回る 2,288 万 m³ となっており、このうち、薪炭材は減少しているが用材伐採量は年々増加している。また、素材販売量は前年度を 3.7%上回る 539 万 m³ となった。

さらに、育林事業については、人工造林地は年々着実に増加しており、40 年度の造林面積は 8 万 8000ha で前年度の 4.0%増となった。林道事業は、奥地未開発林の開発に重点がおかれ、自動車道の開設と既設林道の改良が積極的に進められており、41 年 3 月末の自動車道の総延長は、前年同期の 7.0%増の 2 万 0920km となっている。治山事業は、39 年度に策定された治山事業 5 ヶ年計画に従い、40 年度には工事費で 56 億円の投資が行なわれた。

国有林野事業に従事した職員は、40 年度には約 4 万人、雇用された作業員は延べ約 1,400 万人で、作業員の 1 日当たり平均賃金は 35 年度以降大幅に上昇し、40 年度には 35 年度の 2 倍強となっている。

以上が国有林のおもな事業の動向であるが、40 年度におけるその経理状況をみると、販売努力による収入の確保、事業運営の合理化による経費の節減などが図られたほか、木材価格の好転もあって収支面では 33 億 5700 万円の余剰を生じた。一方、損益面では 2 億 9500 万円の損失となったが、これは人件費の上昇などによる費用の増大が収益の伸びを上回ったためである。

4 林業労働の動向

(1) 林業労働の概況

40年におけるわが国の月別林業就業者数は、総理府「労働力調査」によれば、最高50万人から最低24万人とかなりの開きがあるが、年平均では37万人で、その内訳は自営業主9万人、家族従事者6万人、雇用者22万人となっており、雇用者の割合が高い。また、一般に林業労働は、作業の季節性、作業単位の小規模性等のため、臨時日雇的性格が強い。

つぎに、就業者の推移をみると、わが国経済の高度成長に伴う労働力需要の増大により、第2次、第3次産業の就業者数は年々増加している反面、農林業就業者数は減少しており、そのうち、農林業雇用者数については、最近2・3年は鈍化しているが、すう勢としては減少傾向にある。林業就業者については、農業の場合と異なり雇用者の割合がかなり高いので、その傾向は農林業雇用者数の傾向に近いと考えられる。山村地帯における農家と密接な関係にある林業就業者は、今後とも山村の労働力の流出によりかなりの影響をうけるものといえよう。

さらに、林業雇用労働者については、その量的不足とともに高齢化、女子化等質的劣弱化の傾向がみられる。このような事態に対して、森林組合労務班の結成等による林業労働者の専門化の動きが全国にみられるようになった。

(2) 労働賃金の動向

林業労働賃金は、伐出、製薪炭、育林等の事業によってかなりの格差があるばかりでなく、同一事業についても職種別、支払形態別、就労場所別、地域別等によっても相違がある。

(1) 伐出労働賃金

40年における伐出労働者の1日平均賃金は1,220円であるが、畜力集運材夫や自己所有のチェーンソー伐木夫の賃金は、役畜やチェーンソーの費用が含まれているため2,000円を上回っている。また、支払形態別では、出来高制は定額制よりも22%、就労場所別では、奥山は里山よりも21%高くなっている。つぎに、伐出労働賃金の上昇率を平均してみると、40年は35年に対し88%、39年に対し10%の上昇となっている。これは、労働省「毎月勤労統計調査」の農林業以外の全産業の平均賃金の上昇率よりも高いが、建設業のそれよりも低い。

(2) 製薪炭労働賃金

40年における製薪炭労働者の1日平均賃金は1,013円で、製薪夫と製炭夫では大差はみ

られないが、製薪炭はおもに農家の副業的な兼業労働に依存していることなどのため、伐出労働賃金に比べて約 20%低い。支払形態別には出来高制と定額制の間に大差はないが、就労場所別にみると、奥山は里山に対し平均 23%高くなっている。つぎに、製薪炭業の賃金上昇率をみると、40 年は 35 年の 83%、39 年の 7%の上昇となっているが、伐出労働賃金のそれと比べるとやや低い。

(3) 育林労働賃金

40 年における育林労働者の定額制による 1 日平均賃金は 907 円で、出来高制はこれより 67%高い。これを男女別にみると、女子は男子に比べて定額制、出来高制とも約 40%低くなっている。つぎに、その上昇率をみると、37 年以降 40 年までに 37%、39 年に比べると 7%の上昇で、製薪炭労働賃金の場合とほぼ同様の傾向をみせている。なお、これを男女別にみると、女子の方が上昇率が高く、男女間の賃金格差はしだいに縮小する傾向にある。

(3) 労働災害その他

40 年における林業労働の災害発生状況をみると、休業 8 日以上の子傷者数は、前年の 9%減の約 2 万 2500 人で、そのうち、死亡者は 319 人となっている。このような災害発生傾向を死傷年千人率でみると、年々著しい減少を示しており、40 年は前年の 63.9 に対し 57.1 と 11.2%の減少となっている。しかしこれを他産業と比較すると、林業は鉱業、貨物取扱業に次いで第 3 位である。また、労働災害の強さなど質的な面についてみると、死傷者数は減少しているが、死亡者数はあまり減少しておらず、規模 100 人以上の事業所における災害の発生強度率および被災労働者 1 人当たりの労働損失日数は、ともに前年に比べて上昇している。このように、40 年の労働災害は前年と比較して大型化しているといえることができる。なお、林業における労働災害の原因別発生状況をみると、40 年には作業行動災害が 87%と最も多く、次いで動力運転災害が 10%で、特殊危険その他の災害の割合はきわめて少ない。しかし、35 年以降の推移をみると、林業機械化の進展に伴い、動力運転災害が増加している。

つぎに、このような労働災害を補償する労働者災害補償保険制度をみると、主として伐出業に属する事業場および労働者の減少により保険適用事業場数とその適用労働者数は 36 年以降減少傾向にあって、40 年 9 月末で、それぞれ約 3 万 8600 事業場、約 26 万 6000 人となっている。また、失業保険制度をみると、40 年 7 月末現在で、失業保険の適用事業所数は約 1,800 事業所、被保険者数は約 6 万 6600 人となっている。

なお、林業労働組合の組織化の現況をみると、40 年 6 月末現在で、組合員数は約 8 万 8000

人であるが、その大部分が官公庁組合員であって、民有林労働者の組織率はまだかなり低いといえる。

I 国民経済と林業

1 国民経済における林業の地位

昭和 39 年のなかばから進行していたわが国経済の不況は、40 年にはいって一層深刻の度を強めた。しかし、この不況も秋には底をつき、年末にはいくぶん明るさがみられるようになり、41 年にはいってからは、景気は回復から上昇の方向をたどっている。

すなわち、38 年以降における需給の不均衡により卸売物価が下落し、企業も製品在庫の圧迫に苦しみ、企業倒産は中小企業ばかりでなく大企業にまでおよんだ。今回の不況は、企業倒産、信用不安および経営の悪化が激しかったことが特徴的である。この不況対策として、政府は 39 年 12 月の預金準備率の引下げをはじめとし、40 年 1 月、4 月および 6 月に公定歩合の引下げを行ない、7 月からは窓口規制を緩和するなどさまざまな金融政策をとって、景気回復の努力を図った。しかし、このような金融政策も産業界の投資意欲に直接結びつかず、不況は 40 年前半を通じてつづいた。そこで、政府は 40 年 7 月に公共事業費の支出促進、財政投融资計画の拡大等の財政政策をたて、実施した。一方、このような状況下にあっても、アメリカの輸入需要の好調な伸びや国内の景気不振による輸出圧力の増大などによって輸出が増大したこと、あるいは農村における消費が増大したこと、非製造業における設備投資が増大したことなどがあって、最終需要の伸びがみられ、政府の行政指導や企業独自の判断による生産調整策が浸透すると、製品在庫の圧迫もしだいに緩和されてきた。その結果、40 年秋以降景気は回復に向かった。すなわち、卸売物価指数は 40 年 7 月の 101.5 (35 年=100) を底にして上昇し、41 年 7 月には 106.3 となっており、その後も若干上昇している。また、生産、出荷の状況も 40 年 7~9 月以降増大を示している。なお、40 年度の国民所得は、25 兆 0668 億円で、前年度に対し 11.0%の増となっているが、鋳工業生産は前年度に対し 3.6%の伸びにとどまった(図 I-1)。一方、国際収支は、資本収支で 5 億 1600 万ドルの赤字をだしながらも、経常収支が輸出の好調を反映して大幅な受取超過になり、総合収支では 4 億 2900 万ドルの黒字となっている。

以上のような一般経済の動向のなかで林業はその直接間接の影響をうけ、39 年から 40 年にかけて木材の需要および市況は一時的に停滞傾向を示した。しかし、40 年後半から景気回復に伴って、木材の需要は、建築需要を中心に拡大の傾向にあり、木材価格も漸次上昇しつつある。しかしながら、木材の需要は、すう勢的には拡大の基調にあるとはいえ、他産業の技術革新や生活様式の変化などによって、その需要構造に変化をきたしている。すなわ

ち、薪炭材の需要は、灯油、プロパンガス等の進出により著しく減少しており、一方、用材の需要は、すう勢的には増加しているが、この部門においても、コンクリート、鉄鋼、プラスチック製品等各種代替財の進出がみられる。一方、林業の生産活動は、いぜんとして停滞の傾向にあり、40年度の林業所得も前年度の2.9%の増加にとどまり、伸びなやみの傾向にある。このため、拡大基調にある国民経済のなかで、林業はその相対的地位を一層低下させている。すなわち、国民所得総額に占める林業所得の割合は、35年度の3.1%から40年度には2.0%へと低下している（図 I-2）。また、林業就業者についても、他産業への流出が著しく、総理府「労働力調査」によれば、40年における林業就業者は37万人で、35年に比べると7.5%の減少を示し、総就業者中に占める割合も、35年の0.9%から40年には0.8%へと低下している。

このような国民経済のなかにおける林業の相対的地位の低下は、他産業の著しい成長に比べて、林業所得の伸びが低かったことによるが、その原因は、基本的には、他産業の技術革新および生活様式の変化により代替財が進出し、木材の需要構造が変化してきたことや林業生産がその需要に対応できなかったことに求められる。

2 開放経済体制の進行と林業

わが国の林産物についての貿易自由化は、はやくから開始され、39年1月にはほとんどの品目について完了した。

最近におけるわが国の木材貿易の動向をみると、輸出は、合板、製材品等を中心に行なわれているが、35年以降停滞傾向にあり、わが国全輸出額に占める割合も年々減少し、40年の木材輸出額は325億円で全輸出額の1.1%を占めるにすぎない。

木材輸出のこのような停滞に対し、木材輸入は年々増加し、全輸入額に占める割合も大きくなってきている。40年の木材輸入額は1,788億円で、前年に対し、13.3%の増加であった。また、全輸入額に占める割合も39年の5.5%から40年は6.0%と大きくなっている（表 I-1）。さらに、40年に輸入された外材の内容をみると、わが国林業が供給しえない特殊用材にとどまらず、一般建築用材、パルプ用材および木材チップにまでおよんでおり、外材の供給量は、用材の供給量の30%近くに達し、外材は、わが国の木材需給に大きな役割を果たすようになった。

なお、国際経済上最近のような問題が提起されてきている。第一には、38年5月以降のガットにおける関税一括引下げ交渉（ケネディラウンド交渉）の進展である。この交渉は近く終結をみる予定であるが、本交渉の結果が林産物の国際貿易にいかなる影響をおよぼ

すかを見守る必要がある。

第二に、開発途上国の製品、半製品に対する先進国の特惠供与の問題である。国連貿易開発会議において、開発途上国の経済困難を国際的な協力によって解決しないかぎり世界の繁栄はありえないとの認識が高まり、とくに貿易面については、特惠供与の問題がとりあげられてきている。

第三に、資本の自由化問題である。現在、わが国は外資の導入については、すべて認可を要することとしているが、39年のIMF8条国への移行、OECDへの加盟の結果、外資導入規制、とくに直接投資の規制の緩和が問題となってきた。

以上のような諸問題の進展は、中小企業が支配的なわが国の木材関連産業あるいは林業にとっても大きな関心事である。

3 山村の動向と林業

山村は、林野面積の占める比率が圧倒的に高い山間の地域にあって、自然的経済的、社会的諸条件に恵まれず、他の地域に比べて産業基盤がぜい弱で生活環境が劣悪な現状にある。林業は、主としてこのような山村において営まれるため、山村と林業はきわめて密接な関係にある。

そこで、山村（耕地率10%以下、林野率80%以上、林業兼業農家率10%以上の地域）の現状を概観すると、山村の占める地域は国土の約3分の1におよんでおり、その地域内の人口は約600万人と推定され、その大半が農家の世帯員である。したがって、そこでは、農家の動向が問題となるが、山村農家1戸当たりの耕地面積は0.75haであって、しかも山村農家の45%が耕地面積0.5ha以下という零細さである。また、そこにおける自然的条件はきわめて劣悪であり、このため、40年においては、山村農家1戸当たりの年間農業所得は他の地帯の60~80%に当たる26万円程度であり、農家所得も66万円で、農山村の農家と同様その他の地帯よりも10~20万円低くなっている。このような耕地の零細性と低生産性による農業所得の絶対的な低さにより、農家所得の過半を農外所得に求めざるをえない現状にある。その結果として、生活環境の悪条件ともあいまって、近年山村農民の流出が激増しており、40年の農家人口の純減率は、山村では3.3%、農山村では2.7%、平地農村では2.1%と山村がもっとも高くなっており、出稼ぎ率も、山村では2.6%、農山村では1.9%、平地農村では1.0%と山村が高くなっている。このような山村人口の流出は、山村のにない手ともいべき青壮年層において著しく、その結果、山村労働者の質的劣弱化をもたらしている。

なお、従来から山村農民の重要な現金収入源であった木炭生産が、燃料消費構造の変化による需要の激減によって減少してきており、これらに従事する製炭者の動向について、農林省「木炭生産統計調査」によってみると、40年には木炭生産量は前年の25%の減産で、製炭世帯数および製炭従事者数は、それぞれ前年の22%、24%の減少となっている。さらに、製炭をやめた世帯の就業状況についてみると、製炭にかわる仕事としては、村内での賃労働が49%で半分を占め、出稼ぎが23%でこれに次いでいる。また、賃労働のうち、農林業以外に従事するものは60%をこえ、その割合は年々増加の傾向にあり、出稼ぎの場合も80%をこえ同様の傾向にある。

以上のような山村の動向は、それ自体一つの問題であるが、山村農民が経営者でありあるいは労働者である林業にとって、その影響は大きいといえる。

II 林産物需給の動向

1 木材需給の動向

(1) 木材需給の概況

わが国における40年から41年にかけての木材需給の基調は、それ以前と変化がない。すなわち、40年の用材需要量は前年より微減したものの、41年にはふたたび増勢に転じており、それに対する国産材の供給量はいぜんとして停滞的である。一方、薪炭材は需要量、供給量とも減少をつづけている。以下このような木材需給の動向を林野庁「木材需給表」(製材、パルプ、合板等丸太以外のものはすべて丸太材積に換算)に基づいてみることにする。

まず、需要についてみると、用材需要の大宗である製材用は、35年は3,779万m³であったが、その後増加をつづけ、40年においても、わずかではあるが前年に対し0.7%増の4,708万m³となり、また合板用も、輸出の増加したこともあって4.9%増となった。しかし、用材総数では、主として製材用に次ぐ需要部門であるパルプ用の減少の影響を受けて、7,053万m³と前年に比べて0.4%の減となった(図II-1)。

一方、薪炭材需要の減少はいぜんとしてつづいており、対前年比76.9%の627万m³となった。

なお、木材の需要および価格の動向と大きな関係をもつ建築需要についてみると、40年の建築着工量は、上半期の不振が影響して対前年比99.6%と伸びなやんだが、景気が回復

に向かった秋頃からしだいに建築活動が活発化し、下半期は対前年同期比 102.4%と増加した。このうち、木造建築着工量は、40 年には対前年比 108.6%と増加し、需要はかなり強く、この傾向は 41 年にはいってもつづいている（表 II-1）。

つぎに、このような需要動向に対応した国産材の供給量についてみると、40 年は、薪炭生産の激減が大きく影響して対前年比 94.7%となった。これを用材、薪炭材別にみると、用材 97.5%、薪炭材 76.5%である。用材の供給量については、このように国産材の供給が停滞しているのに対し、外材の供給量は年々増加し、40 年には 2,000 万 m³ をこえるに至り、そのため、外材の用材総供給量に占める割合は、35 年 13.3%、39 年 27.1%、40 年 28.6%と増加している（図 II-2）。

(2) 木材貿易の動向

まず、輸入についてみると、40 年の木材輸入量は、大蔵省「通関統計」によれば 1,719 万 m³ で、前年に対し 12.3%の増加となった。これを金額でみると 1,788 億円で、他の輸入品目と比較すると、石油（4,707 億円）、鉄鉱石（1,885 億円）に次いで第 3 位となっている。なお、国際的にこの木材輸入額を比較すると、39 年において、イギリス、アメリカに次ぐ第 3 位である。

わが国にはいつてくる外材の種類はかなり多く、産地はアジア、北米にとどまらず、太平洋地域、中南米、アフリカ等にまでおよんでいるが、主要外材はラワン材（主産地はフィリピン群島、ボルネオ島）、米材（アメリカ、カナダの太平洋岸地区）、ソ連材（ソ連極東地区）で、それら 3 大外材が、90%をこえる圧倒的部分を占めている（図 II-3）。また、材種は丸太が圧倒的に多く、40 年についてみると、ラワン材ではほぼ 100%で、米材では 82.4%、ソ連材では 98.3%を占めている。さらに、38 年より、米材産地から木材チップの輸入が行なわれており、38 年 9,000m³、39 年 1 万 2,000m³、40 年 27 万 m³ と増加しつつある。

なお、このような外材の揚地港の推移をみると、35 年には 45 港であったものが、39 年には 68 港、40 年には 72 港に増加し、その結果、4 大外材輸入港（東京、清水、名古屋、大阪）の外材シェアは、35 年には 73.5%であったものが、40 年には 50.2%へと低下してきている（表 II-2）。

つぎに、輸出についてみると、主要品目は合板と吋材であって、40 年の品目別金額構成のなかで、合板（72.1%）と吋材（16.6%）とで 88.7%を占めている。40 年の輸出総額は 325 億円で、輸出品目の大宗である合板輸出量の伸びにもかかわらず、金額では対前年比 97.5%と減少したが、その原因は、主としてアメリカ向けのセン合板の輸出価格が低下した

ことや、フィリピン、台湾、韓国等のラワン合板の進出により、アメリカの市況が軟化したことなどがあげられる（表 II-3）。

わが国の木材輸出は、合板を主とした対米輸出が中心である。しかし、アメリカの広葉樹合板市場には、アジアではわが国に次いで、原木産地であるフィリピンが登場し、さらに台湾が 31 年、韓国が 34 年にそれぞれ輸出を開始し、しかも、それらの国のものが急激に伸びている。そのため、わが国の数量シェアは減少しつづけており、36 年の 60.2% から 40 年には 36.1% となった（表 II-4）。わが国の輸出合板は、ラワン材を原木とするもののみならず、セン、カバ、ブナ等の国産材合板のほか、二次加工の特殊合板、化粧合板等を含んでおり、商品構成は、フィリピン、台湾、韓国等のそれとはかなり異なっているが、合板輸出の伸長上、克服すべき点が増大しつつあるといえよう。

2 木材の流通と木材工業

(1) 木材の流通

素材の流通状況を農林省「木材生産需給調査」によってみると、製材工場、パルプ工場、合板工場等への素材の入荷量は、40 年には 6,626 万 m³ であり、部門別構成をみると、製材用が 69.4% を占め、次いでパルプ材用 11.9%、合板用 7.8%、木材チップ用 5.3% となっており、以下、坑木、電柱用の順となっている。

これを国産材、外材別にみると、国産材は 4,954 万 m³ で、前年に比べると 2.3% の減少を示しているのに対して、外材は 1,672 万 m³ で 6.6% の増加となっている。外材が 100 万 m³ 以上入荷した都府県をみると、東京 240 万 m³、愛知 203 万 m³、静岡 142 万 m³、大阪 139 万 m³、広島 103 万 m³ と港湾都市をもつ都府県で占められており、一方、10 万 m³ 未満の外材入荷量の少ない県は 12 県あるが、各県とも入荷量が年々増加している。また、外材の割合が 10% 未満の県をみると、前年の 14 県に対して 10 県と減少してきている。

このような外材入荷の増大もあって、国産材の入荷状況は少なからざる変化をみせている。すなわち、国産材の入荷状況を自県材と他県材の入荷割合でみると、35 年に 24.5% を占めていた他県材は、37 年以降減少をつづけ、40 年には 16.2% となっている（表 II-5）。また、実数においても、自県材の入荷量は、40 年には 35 年の 4.6% の増となっているのに対し、他県材のそれは 37.7% の減となっている。

つぎに、輸入製材品も含めた製材品の流通量を農林省「木材生産需給調査」によってみると、35 年では 2,669 万 m³ であったが、その後年々増加し、40 年には前年の 1.2% 増に当

たる 3,424 万 m³ となり、その伸びは鈍化したものの、35 年に比べると 28.3% の増加である。このうち、輸入製材品は、すう勢としては増加しているが、40 年は 96 万 m³ で、総量に占める割合は 2.8% にすぎない（表 II-6）。なお、この輸入製材品は、そのほとんどが米材で、しかも、その米材の 80% が東京に入荷している。

また、40 年における手持ち材による製材品（国内びき製材品から賃びきおよび自家消費した製材品を除いたものをいう。）の販売量 2,630 万 m³ について、その出荷先をみると、木材市売市場 16.8%、木材販売業者（卸売、小売等）38.3%、直接消費者（木材加工業者、土建業者、造船業者等）44.9% で、直接消費者がもっとも多い。

この手持ち材による製材品は、大消費地である東京、大阪、愛知に出荷されるものが多いが、それら 3 都府県の占める割合は年々低下し、37 年に 32.0% であったものが 40 年には 29.4% となっており、相対的地位は低下している。この地位の低下の原因は、主として地方消費の伸びによるものである。これらの 3 都府県におけるそれらの手持ち材による製材品のおもな入荷先は、地理的關係や 3 都府県それぞれにおける製材の生産構造などによって異なっており、それぞれの入荷先の上位 4 県を 40 年についてみると、東京都の場合は、秋田県（10.5%）、静岡県（9.9%）、和歌山県（9.0%）、東京都（6.2%）の順となっている。上位 3 県からは、従来より秋田材、天竜材、紀州材の入荷が多いのであるが、このうち、静岡、和歌山の両県からは、最近、米材製材品が増加してきており、また、東京都のものはほとんど外材の製材によるものであり、外材製材品の地位が増大しつつある。東京都に次いで入荷量の多い大阪府の場合は、和歌山県（13.1%）、奈良県（13.1%）、愛媛県（11.8%）、大阪府（9.4%）の順で、東京都の場合に比べると、近隣県中心となっており、また、大阪府のものは東京都と同様に、ほとんどが外材製材品である。愛知県の場合は、愛知県（51.4%）、岐阜県（16.3%）、三重県（12.2%）、長野県（2.6%）であって、集荷圏がもっとも狭いうえに、東京都、大阪府の場合と異なり、国産材の製材生産力が高いこともあって、地元の製材品が過半数を占めている（表 II-7）。

さらに、これらの 3 都府県の素材および国内びき製材品入荷量の輸送機関別の割合を林野庁「木材市況月報」によってみると、35 年は鉄道 38.6%、船 26.7%、トラック 34.7% であったものが、40 年には鉄道 27.0%、船 23.2%、トラック 49.8% と変化し、トラック輸送の占める割合が著しく高まっている（図 II-4）。

最後に、木材の流通経路を東京都の場合によってみると、直接売りを除けば、付売問屋、市売市場および木材センターの 3 卸売機構のいずれかを經由している。

付売問屋は、古くからの機構で、出荷者と小売の間で相対取引を行なっているが、25 年

からの市売市場、37年からの木材センターの進出とともに、そのシェアは低下している。

市売市場は、25年から37年までの間に14の設立をみ、その間、扱ひ量は急速に伸びたが、付売問屋と同様、都心部に位置するものがかなり多く、交通事情の悪化や東京都近郊の建築需要の増大、さらには地方消費の増加などもあってその扱ひ量は伸びなやみ、そのシェアは、37年は32.0%であったが、40年には28.4%となっている。

いま、東京都の近隣3県（神奈川、埼玉、千葉）における木造建築着工量をみると、いずれの県も増加しつつけているにもかかわらず、東京都のみは減少傾向にあり、その結果、4都県の木造建築着工量の合計に占める東京都のシェアは、37年には50%を割り、40年には39.2%となっている（表II-8）。

以上のような事情を背景として、付売問屋、市売市場は、経営発展の一つの道を、37年から木材センターの設立に求めている。

木材センターは、いろいろの商品的特徴をもった木材問屋が、木材センターの敷地内に、相対取引による販売店を常設している卸売機構であるが、東京一帯（東京都、神奈川県、埼玉県）における木材センター数の推移をみると、39年8、40年18、41年10月現在21（東京都12、神奈川県7、埼玉県2）と増加がめだっている。

(2) 木材工業

40年は、不況の影響もあって、木材関係の企業倒産が39年よりも増加したが、その原因の一つとして、企業の体質があげられる。わが国の木材工業は、一部のパルプおよび合板企業等を除けば、中小企業が多く、一般に生産性は低く、経営基盤の弱いものが多い。このような状態に対処して、設備の近代化や木材団地建設等が進められている。以下、木材工業の主要な部門である製材、紙・パルプ、合板、木材チップ、フローリングの各部門ごとの動向をみることにする。

ア 製材工業

40年12月末現在の製材工場数は2万4803工場（出力数7.5kw未満の工場を除く。）と非常に多いが、このうち従業員が30人未満の小規模工場が総工場数の94.6%を占めており、30人以上はわずか5.4%にすぎない。製材用動力の出力階層別の工場数の推移をみると、7.5～22.5kwの小規模工場が年々大幅に減少し、22.5kw以上の工場が増加の傾向にある。とくに、75.0kw以上の工場は、35年の2倍以上に伸びている。

このような動向を反映して、総出力数も増加しており、1工場当たりの平均出力数は33.0kwとなっている(図II-5)。平均出力数の増大は、国産材工場については、その多くが必ずしも製材機械の増設によるものではなく、主として搬送設備の改善等のための電化によるものであり、また、外材専門工場については、大型機械の導入、自動化等が行なわれたためである。

つぎに、このような製材用機械の設備状況についてみると、帯のこ盤のうち、手押送材車付は年々減少しているが、自動送材車付は増加しており、とくに、自動ローラー送りテーブル式は、35年に比べると約3倍の台数に増加している。このように、帯のこ盤の自動式が増加したのは、(1)労働者の不足や労賃の上昇に対処するための自動化、(2)大径外材の製材に適した比較的大型な合理化工場の出現などによるものである。

帯のこ盤以外についてみると、縦びき用丸のこ盤は2万3400台で、前年より2.0%減少したが、横びき用丸のこ盤は3万2900台で前年とほぼ同数である。そして、集約製材や廃材・屑材利用の高度化などを行なううえに、簡易な丸のこ盤が、まだかなり効果をあげている(表II-9)。

また、動力による搬送設備のある工場は3,506工場で、前年に比べると、8.2%の増加であり、最近における製材工場の設備の近代化は、搬送工程の省力化に重点がおかれている。

近代化された工場では、工場内部の搬送は、ベルトコンベヤーなどの搬送設備をもち、原木および製材品の工場構内の移動や積みおろしなどは、フォークリフトが用いられている。しかし、製材工場数の全体からみれば、まだこのような搬送設備を有するものはきわめて少ない。

さらに、製材工場の原木調達状況を製材用素材の入荷量によってみると、4,597万m³となっており、前年に比べて1.1%の増加である。このうち、国産材は39年まではわずかながら増加傾向にあったが、40年には前年の1.0%の減少となった。一方、外材は逆に7.8%の伸びを示している。また、外材を入荷している工場数をみると、全工場のなかで外材と国産材を入荷した工場は34.1%、外材のみを入荷したものは2.7%を占めている(図II-6)。

最後に、農林省「製材工場経営調査」によって40年度の製材企業の経営内容をみると、売上高が前年度に比べて5.7%の伸びを示しているのに対し、純利益は前年度に比べて5.7%の減少を示しており、前年度にひきつづき経営内容が悪化してきている。これは、売上高の伸びに比べ、金融費用などの増大が著しかったことが直接の原因となっているが、基本的に

は、零細規模に基づく低生産性、企業数の多いことによる原木入手、製品販売の過当競争などの製材企業の体質に起因している。

イ 紙・パルプ工業

40年の紙・パルプ工業においては、一般経済の不況を反映して、需要は停滞し、生産もまた年間を通じて生産調整が行なわれたため、伸びなやみのうちに推移した。

すなわち、紙・パルプ工業の生産動向を生産指数(35年=100)からみると、39年は153.0、40年は153.2で、ここ数年の上昇率の最低となっている。

つぎに、生産者出荷指数をみると、関連産業の不振によって、大口包装用紙の需要が減少したために、40年8月頃までは低調のうちに推移したが、秋頃から好転のきざしをみせ、年間平均では155.2と前年を1.4%上回り、上昇率では生産指数の上昇率を上回った。一方、在庫指数は、39年の過剰生産による急激な上昇が40年7月までつづき、以後は、在庫調整により低下傾向にあったが、前半の増勢が著しかったので年間平均も177.7となり、前年の139.0に比べると大幅の増加を示している(表II-10)。

40年におけるパルプ生産量は516万トンであり、前年に比べると2.8%の増加であるが、これは39年が38年に比べて9.8%増であったことと比較すると、その伸びは著しく低下している。また、紙の生産量は、関連産業の不振の影響で0.9%の減少であり、その内訳をみると、39年の紙の生産増大の主力であった板紙は減少し、増加した洋紙、和紙もそれぞれ0.3%、1.0%とわずかな上昇にすぎない(図II-7)。

また、パルプ用材の消費量は、40年には1,685万m³となっているが、材種別にみると、原木では針葉樹、広葉樹とも減少しているのに対して、木材チップは対前年比113.6%と大幅に増加し、全消費量に占める割合も50.9%と過半数を占めている。なお、紙・パルプ工業界においては、合理化の一環として木材チップの使用を積極的に進めているので、その消費量は、今後さらに伸びるものと予想される。

ウ 合板工業

合板は、国民経済の成長に伴ってますます需要が高まり、生産量も年々増加している。

40年中に生産された普通合板をみると、7億1687万m²で、これは、前年に比べると7.8%の増加である。また、普通合板を台板にして製造される二次加工合板の生産量は、1億

8663 万 m² で、前年に比べると 15.6%の増加である。しかし、40 年の増加率は、最近 2・3 年のそれに比べるとかなり低くなっている (図 II-8)。これは、合板市況が悪化したために操短を行なったことや設備投資が一段落して生産能力の増加が鈍化したことなどによるものである。

普通合板は、ベニヤコア合板と特殊コア合板とに分かれ、前者が生産量のほとんどを占めている。このベニヤコア合板は、高度耐水性の 1 類合板、耐水性の 2 類合板および耐湿性の 3 類合板の三つに区分される。いま、これらの類別生産量構成の推移をみると、37 年には 1 類 5.2%、2 類 39.3%、3 類 55.5%であったのが、40 年には 1 類 8.0%、2 類 57.5%、3 類 34.5%となり、生産量構成の高度化の進行がかなりみられる。このような類別生産量構成の変化は、しだいに耐水性の優れた 1 類、2 類合板が要求されつつあるという最近における需要構造の変化と、二次加工合板の生産増加に伴うこれらの投入量の増加によるものである (表 II-11)。

また、普通合板の二次加工合板への投入比率は、年々高まり、39 年には 24.3%であったものが、40 年には 26.0%となっている。

エ その他の木材工業

その他の木材工業のうち、木材チップ工業およびフローリング工業の動向について述べる。

まず、木材チップ工業についてみると、30 年頃に、製材工場の廃材を利用することを目的として発足して以来、その発展はめざましいものがある。木材チップを生産する工場数をみると、40 年は 5,820 工場で、前年に比べると 382 工場の増加である。地域別の工場数は、北海道がもっとも多く 753 工場、それに静岡県 376 工場、岐阜県 339 工場がつづいている。これらの木材チップ工場のうち、製材と兼業であるものは 4,849 工場、全体の 83.3%を占めているのに対し、専業工場は 971 工場 16.7%にすぎない。

40 年に生産された木材チップ総量は 843 万 m³ で、前年に比べると 12.5%の増加であり、これを原料の入手区分別にみると、工場残材が全体の 51.1%、素材が 38.9%、林地残材が 10.0%となっている。工場残材、素材は年々増加傾向にあり、とくに、素材は前年に対し 23.5%増と、もっとも大きく伸びているが、これに対して、林地残材はほぼ横ばいとなっている (図 II-9)。なお、40 年の木材チップの需要先をみると、パルプ用が約 800 万 m³ で、94.9%と大部分を占めているのに対して、繊維板用はわずか 43 万 m³ にすぎない。

つぎに、フローリング工業についてみると、最近における建築着工量の増加、生活様式の変化に伴って、フローリングの需要が増加し、生産も大幅な増加を示している。すなわち、普通床板の生産量は 1,362 万 m² で、これは前年に比べると 15.7%の増加であり、樹種別にみると、ブナを除いては 10%以上の着実な伸びをみせている。とくに、外材を使用したものが 54.3%増と急増している（表 II-12）。

なお、普通床板およびモザイク・パーケットについては、J A S 認定工場制度の採用により製品の品質が向上してきており、また、新製品の開発も盛んであるため、今後もさらに需要の増大が予想される。

3 木材価格の動向

35 年以降の総合卸売物価指数は安定的に推移しているが、木材関係卸売物価指数をみると、40 年では、いずれも 35 年より 20%以上の上昇を示している。この上昇は、主として 35 年から 36 年にかけての 1 年間にみせた大幅な上昇によるものであって、36 年以降 39 年までは大きな変動はみせていない（表 II-13）。

40 年の木材価格を木材・同製品の卸売物価指数（35 年=100）でみると、上半期は前年来の不況から脱しきれず、どの月も前年同期を下回っている。しかし、下半期にはいると、上半期にとられた景気回復策が浸透し、秋需を契機として木材価格はようやく上昇に転じた。41 年にはいつてからは、3 月中旬に反落を示したものの 5 月までは前年同期を上回る高水準を維持し、6 月に至って建築活動の活発化に伴って、ふたたび上昇傾向を示した。すなわち、木材・同製品の卸売物価指数は 5 月が 133.7 であるのに対し、6 月が 137.3 と上昇し、10 月には 150.0 となっており、上昇傾向にある。6 月以降における素材の値上がりは製材品より顕著であって、5 月および 10 月の卸売物価指数は、素材が 137.0 から 161.3 となっているのに対し、製材品は 130.7 から 144.5 となっている（図 II-10）。

また、主要な製材品について 40 年 7 月と 41 年 7 月の卸売物価指数を対比してみると、スギ正角では 129.2 が 134.0、マツ平角では 119.8 が 135.2、ヒノキ正角では 131.9 が 157.2 といずれも上昇しており、なかでもヒノキの上昇率がもっとも大幅である。また、板材についてみると、スギ薄板では 122.4 が 137.1、マツ板では 112.4 が 122.2 といずれも上昇している（図 II-11）。このように、41 年における木材価格は全体としてかなりの値上がりをみせたが、なかでも木曽ヒノキ・サワラ、秋田スギのような一部高級材の値上がりの著しかったことが特徴的である（表 II-14）。一部高級材の値上がりは、単に国産材にかぎられたことではなく、外材の場合にも同様であって米檜丸太のみ値上がりが顕著である（表 II-15）。

以上のような木材価格の上昇は、この期間において木材に対する建築需要が強かったにもかかわらず、国産材の供給が停滞し、また、一部高級材については、米檜を含め資源的制約により供給量に限界があるためである。これに対し、米檜以外の米材価格はほとんど値上がりせず、米ツガのごとく逆に41年にはいって価格の下落したものさえあった。

さらに、パルプ用材価格をみると、その推移は、紙・パルプ産業の動向と対応している。すなわち、紙・パルプ産業は、40年末から製品在庫の減少、出荷の伸長など順調なあゆみを示しており、パルプ原木に対する需要も高まり、それに応じて価格も41年にはいってからは、40年の停滞から脱し、全般的には強含みで推移してきた（表II-16）。

なお、立木価格についてみると、スギ、ヒノキは38年以降マツは37年以降下落の傾向にあったが、41年3月には、40年後半からの木材市況の好転を反映して、前年に対し、スギ4.0%、ヒノキ6.0%、マツ3.0%の上昇を示した（図II-12）。

4 薪炭および特殊林産物需給の動向

(1) 薪炭の需給

40年の木炭生産量は59万トンで、前年に比べて25.1%の減、35年に比べると60.6%の減となっている。このような減産の傾向を地域別にみると、前年に対し、東日本は20%、西日本は32%の減少であり、また、35年に対比すると、東日本は54%、西日本は69%の減少で、西日本の減少がめだっている。西日本において減少傾向が顕著な地域は、四国、九州および中国で、35年のほぼ30%程度となっている。一方、東日本のうち、主産地である東北では、35年のほぼ50%と他の地域よりも減産率が低い（表II-17）。

また、薪の生産量をみると、40年には普通薪では1億1956万束、しば薪では1,352万束で、35年分それぞれ51.5%、47.5%と、木炭の場合と同様に、著しい減少を示している。

つぎに、需要面をみると、灯油、プロパンガス等他の燃料の供給増加により、家庭燃料を中心とした木炭消費量はなお減少傾向にあるが、二硫化炭素製造等の工業用に使用する木炭および営業用に使用する一部の木炭については、他の代替財に切りかえることが困難なため、その需要は減退していない。また、40年にみられた需給規模の縮小は、消費構造の変化に伴う消費の減退もさることながら、山村における製炭労働者の量、質両面にわたる減少に伴う生産の減少が大きく影響しており、価格の推移からみても生産の減少が需要の減少に先行する傾向がうかがわれる。

さらに、薪炭価格の動向を日銀の卸売物価指数でみると、35年以降上昇傾向を示しているが、このうち、木炭価格は、40年平均では39年に比べてやや下落している。これは、39年末における市況の低迷が産地に大きな影響をもたらし、産地の売急ぎを活発化させたことによって、40年1～3月に低落したことによるものと考えられ、40年4月以降は、生産の減少を背景に、漸次回復に向かい、40年12月の価格指数は124.3となっており、39年同月を上回っている。一方、工業製品である灯油、プロパンガスの価格は、木質燃料価格の上昇とは逆に、需要の増大にもかかわらず、35年の水準に比べて、いずれも低い水準にある（表II-18）。

(2) 特殊林産物の需給

最近の特殊林産物の生産動向をみると、まつやに、あべまき樹皮等の工業用原料、しゅろ樹皮、竹材等の農林水産用資材等として消費されているものの生産は、ひきつづき減少の傾向をたどっている。このことは、外国産品の輸入、代替財の進出、嗜好の変化等が原因となっているが、供給側における資源の減少、労賃の上昇等生産条件の悪化も影響している。これに対し、しいたけなど食用となる特殊林産物は、国民一般の食生活の向上と多様化などに伴う嗜好食品の需要増に裏付けされて、生産規模も年々拡大の一途にあり、生産も順調な増加をつづけている。

40年の生産も、ほぼ同じ傾向をたどっており、はぜ、あべまき樹皮、しゅろ樹皮、こうぞ、みつまた、まつやに、うるし、竹材等の生産は減少している。

これに対し、食用となるものは、気象の影響で減産となったものを除いて、総じて生産は増加を示しているが、とくに、しいたけの生産増加は顕著である。すなわち、乾しいたけの40年の生産量は4,810トンで、35年を100とした指数は151.4、生しいたけは1万6557トンで、指数は実に436.4に達している。

しいたけは、内外需要の増大と、ここ数年間における価格の好調、生産施設に対する助成および低利融資措置の実施等により、しだいに生産意欲が高まってきたが、最近では、木炭にかわる広葉樹の利用の面からも注目され、現在では生産世帯数が全国で26万戸、生産額は生しいたけ、乾しいたけ合わせて150億円を上回り、農林産物のうちでも成長性のある品目となってきた。

乾しいたけについてみると、その産地は栽培方法の普及に伴い、全都道府県におよび、各地ともおしなべて生産増の傾向にあるが、従来からの主産地である大分、宮崎、静岡、熊本

等の特定県における生産がいぜんとして大きな比重を占め、これら4県で総生産量の7割近くに達している。しいたけの栽培は、種菌接種法の発達によって安定度が高まってきたが、乾しいたけ用の生産は、露地栽培が主体となるので、天候など自然条件に左右されて年により豊凶を生じ、加えて生産時期が春にかたよるという季節性があるため、その供給量は年により季節により変動が著しい。しかも、生産主体は零細な多数の者によって占められているので、基本的に価格は不安定となる特性をもっている。40年は異常気象による不作のため、生産量は需要量を大きく下回ったので、価格は出回り初期から高値ではじまり、年間を通じて高水準がつづいた。また、輸出は生産減と国内需要増の影響によって、数量は前年に対し3%増に当たる1,200トンにとどまったが、国内価格の影響で輸出価格も高騰したので、金額では25億円余と最高の輸出実績を示した。

一方、生しいたけの生産は、フレーム栽培を主としているため、気象条件による影響は少なく、したがって、生産量は伏込原木の増加に比例して順調に増加している。生しいたけは、生鮮食料品の関係から、大都市周辺地域に生産が集中し、京浜市場周辺では群馬、埼玉、茨城等の諸県が大量生産県となっている。生しいたけの需要動向を、六大都市中央卸売市場への入荷傾向によってみると、各市場とも年々高い伸びをつづけている。しかも、数量の大幅な増加にもかかわらず、各市場とも価格は年々堅調に推移し、生しいたけ需要が着実に伸びていることを示している（図II-13）。

III 林業生産の動向

1 森林資源の開発

わが国の森林面積は約2,510万haであり、その蓄積は約19億m³である。このうち、人工林は766万haで全森林面積の31%であるが、戦後に植栽された20年生以下のものがその67%を占め、幼齢林が圧倒的に多い。一方、天然林の占める面積は全森林面積の63%に当たる1,579万haにおよんでおり、このうち、61年生以上の老齢林は35%を占め、その大部分は奥地にある。また、20年生以下の利用価値の低い幼齢林は40%を占め、その多くは薪炭林となっている。なお、これら天然林の成長率は人工林の3分の1にすぎない。したがって、森林資源の造成は、これら奥地の天然老齢林と利用価値の低い天然幼齢林の林種転換、すなわち、拡大造林のうえになりたつものといえよう。しかしながら、奥地にある老齢過熟林の多くは、現状では開発困難な状態にあり、また天然幼齢林も、薪炭需要が急減したことや現状では薪炭材の用材への転用が経済的に困難な林地が多いことなどによって、その伐採が進まない状態にある。

なお、天然林の開発の状況を農林省「林業属地基本調査」により、天然林皆伐面積のすう

勢で見ると、36年をピークとして減少の傾向を示しており、40年には36年の81.0%と減少している。このような天然林皆伐面積の減少傾向は、森林資源の造成にも少なからぬ影響をおよぼすものといえよう。

つぎに、森林資源の開発に必要な林道の開設状況についてみることにする。林道の延長を森林鉄道、自動車道、車道についてみると、41年3月末現在の総数では6万9817kmで、37年3月末現在に比べて14.6%の伸びをみせているが、その内容には大きな変化がみられる。すなわち、森林鉄道は、自動車輸送の進展に伴い41年には37年の42.8%と著しく減少し、それにかわって、自動車道が124.6%と伸び、その林道に占める割合も、37年の75.8%から82.4%と高まっている。これを開設主体別にみると、国有林の自動車道は、森林鉄道の自動車道への改良もあって、134.1%と著しく伸びており、一方、民有林も119.7%となっている（図III-1）。

さらに、民有林の自動車道の開設状況を地域別に検討するため、北海道と都府県を人工林化進度（41年3月末の人工林面積÷全国森林計画による目標人工林面積×100）によって50%未満、50～60%、60～80%、80%以上の4地域に区分し、それぞれの地域ごとに、37年に対する41年の自動車道延長の伸び率をみると、人工林化進度の低い地域、すなわち、開発を要する天然林の多い地域ほど高くなっている（表III-1）。以上のように、林道の延長は、国有林、民有林とも伸びてきてはいるが、林道から1,500m以上離れた森林面積がなお4割近くを占めており、林道の整備はまだ不十分である。

2 育林生産の動向

(1) 造林の動向

30年度以降の育林生産の動向を人工造林面積の推移で見ると、36年度の約41万haをピークとして毎年減少してきており、40年度においては前年度の4.7%減に当たる37万haとなっている。

このような人工造林面積の減少傾向のなかにあっても、これを国有林、民有林別にみると、その傾向にはかなりの差異がみられる。すなわち、民有林においては、上述の傾向と軌を一にし、36年度以降年々減少しているのに対し、国有林では36年度以降も人工造林面積は増加している。したがって、いわゆる造林の停滞あるいは減退ということは民有林についていえることであって、民有林の人工造林面積は、36年度を100とした指数で見ると、37年度は96.0、38年度は91.1、39年度は90.1、40年度は84.1と減少している（図III-2）。

民有林における人工造林面積減少の傾向は、再造林（人工林伐採跡地への造林）、拡大造林（天然林伐採跡地および未立木地への造林）のいずれにも認められるが、森林資源の造成という見地からみれば、拡大造林の傾向が問題である（図 III-3）。そこで、最近5年間の拡大造林について、私営造林、公営造林（地方公共団体、造林・林業公社、森林開発公団の行なう造林）別にその実績をみると、私営造林は36年度を100とすると、40年度には82.6に落ちているが、公営造林は115.1と増加して、拡大造林全体としては89.5となっている（図 III-4）。

公営の拡大造林が増加したのは、森林開発公団、造林・林業公社による分収造林が近年急速に伸びてきたためである。森林開発公団による造林は、水源かん養保安林および同予定地を対象として行なわれているが、その造林面積は発足当時の36年度には約5,000haであったが、その後しだいに増加し、40年度には2万haとなり、40年度末の累計面積は7万6000haとなっている。また、造林・林業公社による造林は、公団造林の対象とならない地域における人工林化のおくれている薪炭林地帯等を対象とし、国の助成のもとに、都道府県が林業団体等の協力をえて設立する公益法人によって行なわれるものであるが、34年度に長崎県に対馬林業公社が創設されて以来、しだいに各県においてその設立がみられるようになった。41年12月現在で25公社の設立をみており、今後もさらに増加するものと思われるが、その造林面積も40年度には3,400haとなり、40年度末の累計面積は9,500haとなっている。

つぎに、私営の拡大造林の動向をさらに地域別に検討するため、北海道と都府県の私有林を人工林化進度によって50%未満、50～60%、60～80%、80%以上の4地域に区分し、それぞれの地域ごとに36年を100とする拡大造林面積の指数を算出してみると、各地域とも減少の傾向にあるが、地域間の傾向はかなりの差異がみられる。すなわち、人工林化進度の低い地域では減少率が小さく、人工林化進度の高い地域ほど減少率が大きくなっている。これは、人工林化進度の高い地域では、人工林化の余地が少なくなってきたおり、造林面積の減少率が相対的に高くなっているためであって、問題は、人工林化進度の低い地域において、なお相当量の人工林化を要する面積を有しながら、私営の拡大造林が減少してきているところにある（表 III-2）。

さらに、私営造林について、林地保有規模別にみると、40年度には、いずれの階層も減少しているが、36年度以降の階層別構成比をみると、すう勢としては5ha未満層の比重の低下に対して、それ以上層の高まりが特徴的であり、造林の減少は階層間においても異なっている（表 III-3）。

最後に、国有、公有、私有のすべての林野を対象として、主要樹種別に人工造林面積の推移をみる。

36年度の人工造林面積を100とした40年度の指数をみると、主要樹種はいずれも減少しており、スギ94、ヒノキ97、マツ類78、カラマツ71となっている（表III-4）。もっとも大きな造林面積を占めるスギは、北海道、東北、北陸の造林面積が36年度水準を上回っているが、その他の地域の減少により、全体としては上述のとおり36年度より6%の低下を示している。ヒノキは、関東および九州地方の一部、その他若干の県で36年度水準を上回る造林実績を維持している。マツ類は、九州地方における造林面積の減少がめだっているが、中国地方および東北、関東地方の一部、その他数県において36年度を上回っており、とくに岩手県の造林面積が多い。カラマツは、北海道、東北地方、長野県等を中心にその造林面積が拡大されてきたが、36年度以降減少している。

以上、最近の造林面積の推移からみた民有林における拡大造林の停滞のおもな原因としては、薪炭の需要の急減に伴う低質広葉樹の伐採量の減少、林業労働力の流出、労賃の上昇、造林対象地の奥地化、将来の林業に対する不安による造林意欲の低下等があげられる。

なお、造林地の成林には、病虫害または気象等による被害の与える影響はかなり大きく、これが育林生産を阻害する一つの原因となっている。これらのおもなる被害について最近の動向をみると、病虫害等では、松くい虫、松毛虫、たまばえ、まいまいが、野ねずみ等の被害がもっとも多く、気象による被害では、風水害、雪害等があげられる。また、人為的な被害では、火入れ、たき火たばこ等が原因となっておこる火災による被害が多い。これらの諸被害のうち、病虫害等によるものについてみると、その消長は年によって増減しているが、すう勢的には各種開発事業の進展および造林地の拡大等によって増加の傾向にある。しかしながら、国有林においては横ばいの傾向にあることから、民有林においては、所有規模の零細性や最近における労働力の不足などのために個々の森林所有者による防除が困難なことも影響しているものと考えられる（図III-5）。

(2) 苗木生産

まず、苗畑面積をみると、40年8月1日現在で8,668haであるが、これは、前年より1,113haの減少であり、36年の98.6%となっている（図III-6）。一方、苗木の生産量（山行苗木の本数）は、40年度では約16億本で、前年度に比べ約1億本の減少であり、36年度の95.2%となっており、苗畑面積力減少を上回っている（図III-7）。

民営苗畑について、規模別の経営者数をみると、1,000m²未満が81%、1,000～5,000m²が14%で、この両階層で全経営者数の95%を占めており、その経営面積は全体の41%となっている。このように、民営の苗木生産事業にはきわめて零細な経営者が多く、経営の零細

性が、最近の労働力事情、資金不足等の問題と重なって、優良種苗の確保を困難にしている。

3 素材生産の動向

(1) 素材生産の概況

37年以降伸びなやみ状態であった素材の生産量は、40年には4,953万m³となり、前年より2.3%の減少となった。このような停滞傾向も、国有林、民有林別および地域別にみるとかなり異なった傾向がみられる。

まず、民有林の生産量についてみると、40年には、前年より3.8%の減少をみせ、36年に比べると10.5%の減少となっている。また、針葉樹材、広葉樹材ともに前年より減少してはいるが、針葉樹材の生産量が37年以降減少傾向をみせているのに対し、広葉樹材はすう勢的にはやや上昇してきている。一方、国有林の生産量は、40年には前年より1.1%とわずかな増加であるが、36年に比べると29.4%の増加となっており、針葉樹材、広葉樹材ともに増大している。なお、40年における民有林と国有林との生産割合をみると、針葉樹材はほぼ7対3、広葉樹材は6.5対3.5となっている（図III-8）。

つぎに、このような停滞傾向にある民有林の素材生産の地域的特徴を、北海道、中部以北および近畿以西の3区分によってみると、地域別構成比の推移は、(1)北海道は漸増、(2)中部以北は38年まで微増、以後低下、(3)近畿以西は中部以北とは逆に38年までは低下したが以後微増、といった傾向がみられる。また、それぞれの地域における針葉樹材、広葉樹材の生産量の推移は、針葉樹材では、(1)北海道は39年までは増加したものの40年には大きく減少、(2)中部以北は漸減、(3)近畿以西は38年まで減少、以後横ばい、といった傾向が指摘できる。一方、広葉樹材の場合はこれとはかなり異なっており、(1)北海道は38年まで減少してきたが以後やや増加傾向、(2)中部以北は40年にはやや減少したがすう勢的にはかなり増勢、(3)近畿以西は横ばい、という傾向を示している（表III-5）。

最後に、上述した民有林における素材生産の停滞原因を求めると、労働力の不足、労賃の上昇、伐採対象林地の奥地化などがあげられるが、さらに、林道の未整備、資本装備の近代化のおくれ、山林保有規模の零細性、企業意識の低さ等も基本的に影響しているといえよう。

(2) 針葉樹材生産の推移

針葉樹材生産は、37年以降減少傾向をたどり、40年には前年に比べて1.8%の減少をみせ、3,495万m³となった。

この針葉樹材の用途別構成をみると、40年では、製材用が80.8%を占めて圧倒的に多く、次いでパルプ材用が10.0%で、それ以外の木材チップ用、坑木用等は少ない。この用途別構成の変化をみると、製材用は微増傾向にあるが、パルプ材用は、パルプ会社が木材チップおよび広葉樹への原木転換を積極的におし進めている影響をうけて、しだいに針葉樹材生産のなかでの地位を低下させており、坑木用その他も漸減傾向にある（図 III-9）。

また、樹種別構成の推移をみると、人工林材がそのほとんどを占めるスギは、生産量のほぼ37%前後を占め、その割合にはほとんど変化がない。スギに次いで多いマツ類は、36年は29.0%であったがその比重は年々低下し、過去における伐採や松くい虫による被害などによる資源の減少の影響もあって、40年は23.8%となっているが、ヒノキは逆に年々増加し、36年に12.5%であったものが40年には15.4%となっている。これらの3主要樹種の生産量を国有林、民有林別にみると、国有林においては、40年にマツ類の生産が前年より減少したことを除いては、どの樹種も年々増加しており、一方、民有林においては、ヒノキが37年以降ほぼ横ばいであるが、スギ、マツ類はともに年々減少している。したがって、40年分マツ類の生産減少を除いては、スギ、マツ類の生産量の減少は、いずれも民有林の減少に起因している（表 III-6）。

(3) 広葉樹材生産の推移

針葉樹材の場合と異なって、増大傾向をみせていた広葉樹材の生産は、パルプ用材としての生産の減少もあって、40年には前年の3.3%減の1,458万m³となった。

この広葉樹材の用途別構成の順位は、製材用、パルプ材用、木材チップ用、坑木その他用となっており、針葉樹材の場合とまったく同様である。しかし、針葉樹材の場合のように過半数を占めるものはなく、40年のそれをみると、製材用40.3%、パルプ材用28.6%、木材チップ用17.9%、坑木その他用13.2%となっており、かなり分散的である。なお、木材チップのほとんどは、パルプ原木として消費されるのでそれを考慮すればパルプ用が第1位となる。

用途別構成の最近における変化をみると、製材用の生産は、有用広葉樹が資源的にも限られていることもあって伸びず、パルプ材用も木材チップ用におされてかなり減少しており、増勢にあるのは木材チップ用のみである（図 III-10）。なお、パルプ材用の生産が40年には前年に比べて16.7%の減少を示したのは、木材チップの影響以外に、この期間にパルプ産業が生産調整を行なったためである。

つぎに、樹種別構成をみると、もっとも多いブナにおいても毎年 16%前後の割合を占めるにすぎず、次いで多いナラも 10%未満であり、前述した用途別構成の場合と同様に、樹種別構成においても、針葉樹の場合よりもはるかに分散的である。このブナ、ナラ等をはじめとする有用広葉樹は奥地から生産されるものが多く、また、そのほとんどすべてが天然林を供給源としていることなどのため、その生産を増加していくことは、資源が再生産きれるスギ、ヒノキ等の場合と異なって困難な点が多い。しかしながら、林道開設の進展もあって、ブナは最近増勢にあったが、40 年は主として北海道、岩手県および岐阜県の減少の影響によって、対前年比 93.9%となった。また、ブナ、ナラ以外のその他の広葉樹は約 80%という圧倒的割合を占めているが、これも 40 年には前年に比べて 2.9%の減少となった。

さらに、ブナ、ナラの生産量の推移を国有林、民有林別にみると、両者の生産量がほぼ等しいブナにあっては、国有林の増加の方が大きく、ナラでは民有林は急減傾向、国有林は 38 年以降停滞傾向となっている。また、その他の広葉樹材の生産量は、低質材利用の影響もあって、国有林、民有林ともに漸増傾向にあったが、40 年にはともに若干減少した（表 III-7）。

IV 林業経営の動向

1 林業経営体の概況

林業経営は、生産の過程によっては山林を保有する経営体と異なった経営体によって営まれる場合もあるが、ここでは、林業経営体の大宗を占めている山林を保有する経営体についてみることにする。

山林を保有する経営体はきわめて多く、その保有形態は、国、地方公共団体、社寺、団体、会社、個人等多岐にわたっている。また、その保有する山林の規模は、零細なものから大規模なものまで多様であるが、小規模のものが圧倒的に多い。

農林省「1960 年世界農林業センサス」によれば、林業事業体は 300 万近くあるが、その約 9 割の 271 万は、個人世帯であるところの林家である。この林家の大多数は、専門的な育林を業とするものではなく、農業その他家業の副次部門として林業を営んでいるというのが一般的傾向である。また、林家は、保有山林規模が大きくなるほど非農家の比重が相対的に高くなり、かつ、業態が広範にわたっているが、林家の 94%は農家であり、私有林においては、山林を保有する農家、すなわち、農林家が大きな比重を占めているといえよう。

この農林家数は、農林省「1965 年中間農業センサス」によれば、234 万戸と 1960 年より

8% (約 20 万戸) の減少を示しているが、保有山林規模階層別にみると、5ha 未満層と 50ha 以上の階層でそれぞれ 9%、3% の減少、5~50ha 層で 2% の増加となっており、小規模層の減少、中規模層の微増、大規模層の微減傾向がみられる。さらに、これを地域別にみると、かなりの相違がみられる。すなわち、小規模層においては、北海道が 25% と大きく減少しているのに対し、東北、東山の減少が比較的小さい。中規模層においては、東山が 12% 増ともっとも大きく、次いで九州、中国、東北、四国が増加しているが、他の地域は微減となっている。大規模層においては、中国、九州ではそれぞれ 15%、13% と顕著な増加を示しており、一方、北陸、北海道ではともに 17% の減少を示している (表 IV-1)。

なお、会社形態のものについてみると、山林を保有している会社数は、農林省「1960 年世界農林業センサス」によると、3,203 となっており、保有規模別にみた数の分布は林家の場合ほど著しくはないが、やはり面積の小さいものがきわめて多い (表 IV-2)。しかしながら、保有山林面積をみると、500ha 以上の大面積保有会社の占める比率が圧倒的に高い。また、これらの会社は、必ずしも林業や木材産業に密接な関連のものばかりではなく、過半数は林業や木材産業と直接関連のない会社であり、とくに、面積規模が小さくなるほどその傾向は著しくなっている。

会社形態の林業経営のうち、保有山林面積においてもっとも主要な比重を占める 500ha 以上保有するものについて、会社形態でないものと対比してその事業体数と面積をみることにする。

41 年度に林野庁が調査した 500ha 以上の大規模林業事業体数をみると、個人が過半数を占め、会社形態のものはその半分程度であるが、面積の構成比では、逆に会社形態のものが過半を占めている (図 IV-1)。会社形態のものなかでも、紙・パルプ産業関係のものをもっとも多く、会社経営面積の約 4 割は紙・パルプ会社が保有するものである。また、地域別の分布では、事業体数でも面積でも北海道が最大であり、東北、近畿がそれに次いでいる。

2 林業経営の諸条件の動向

林業経営をとりまく諸条件としては、土地問題、資本、労働の調達問題および生産物の価格、流通問題等があるが、労働価格、流通等の問題については、他の箇所でもふれているので、ここでは当面林業経営の発展のため重要と考えられる諸問題のうち、とくに、林業機械化、林地価格および金融の動向についてみることにする。

(1) 林業機械化

民有林における最近の機械化の動向についてみると、機種によりその伸びにかなりの差がある。すなわち、過去5年間に刈払機は約17倍と最高を示し、以下、チェーンソーが7倍、集材機が3倍、索道、重架線が2倍程度の増加となっているが、中・軽架線は停滞ないしは減少の様相を示している。中・軽架線の停滞ないし減少の傾向は、薪炭生産の減少および試験研究の成果の指導普及により、設計、架設などの技術の一般化による本格的な架線、索道への移行を示すものといえよう。なお、植穴堀機はその歴史がきわめて新しいので、その普及は今後の問題といえる（図IV-2）。

つぎに、育林過程の省力化に大きな役割を占め、かつ普及の著しい刈払機について、さらに分析してみる。全国平均では前述のように過去5年間に約17倍の導入がなされているが、これを地域別にみると、四国の48倍から九州の8倍まで、かなりのばらつきがある。また、経営体の刈払機の導入状況を千林業事業体（保有山林が0.1ha以上ある事業体）当たりの機械台数によってみると、36年には最高が北海道の1.8台、最低が中国および四国の0.2台、平均0.6台と地域によりかなりの格差があったが、41年には最高が北海道の25.4台、最低が九州の5.3台、平均10.5台と地域別格差は若干小さくなってきている。刈払機導入の格差の原因としては、保有山林の規模、地形および下層植生の状況、育林活動の程度等種々の事情が影響していると考えられるが、山林保有規模階層との関連についてみると、九州のように機械化水準の低い地域は、山林保有5ha以下の小規模階層の比重が大きく、北海道、東北、東海のようにその水準の高い地域は、山林保有50ha以上の大規模階層の比重が大きくなっている。

しかし、一方、林野庁が山林50ha以上の所有者を対象として実施している「林業経営動向調査」によると、調査林家戸数800戸（抽出率10%、集計林家戸数748戸）のうち、39年中に刈払機を使用した林家は178戸、その台数は226台となっており、大規模階層全体としてみれば、刈払機導入はまだ低い水準にある（表IV-3）。

つぎに、チェーンソーについてみると、増加率では四国の24倍、東北の19倍がとくにめだち、最低は中国の3倍であって、他の地域は全国平均の7倍を前後している。また、経営体の機械導入度を千事業体（素材生産を行なった林業事業体と素材生産業者）当たりの機械台数についてみると、36年には最高が北海道の75台、最低が四国の13台、平均43台と上下7割程度の格差があったが、41年には最高が北海道の890台、次いで東北の484台、最低が東海の188台、平均305台と、北海道を除けば上下5割程度と地域格差はやや縮小している。

さらに、集材機についてみると、その増加率は北海道、東北の7倍を除けば、他の地域は全国平均にほぼ近く、経営体の機械導入度の地域格差は縮小してきている（表IV-4）。

以上、林業生産の近代化、省力化にもっとも重要な役割をもっている主要 3 機種について、その動向を通観すれば、いずれもかなりの増加を示しており、とくに四国、東北、北海道地方における機械化の進展が目に見えるが、経営体の機械装備の水準は、全般的にまだまだ低いといえる。

(2) 林地価格

林地価格は、立地条件、売買面積の大小、当事者間の各種事情等によってかなり異なるが、最近 3 年間の水準的な動向をみることにする。

まず、用材林地についてみると、北海道を除く全国平均は 1ha 当たり約 20 万円であって、その騰貴率は 1~3%と年々わずかではあるが上昇している。地域別にみると、関東が最高で 1ha 当たり 30 万円をこえ、次いで北陸、東海、東山の各地域が全国平均値を上回っている。また、それらの騰貴率はいずれも平均を上回って高く、とくに、東海が 40 年には 9%と最高の騰貴率を示している。林地価格の最低は中国、四国の 14 万円であって、価格も下降の傾向にあり、とくに四国は著しい。北海道は 1ha 当たり約 3 万円であって、他の地域の平均価格の 14%程度ときわめて低いが、その騰貴率は年平均 5%程度と他の地域の平均 2%の 2 倍以上の上昇を示している（表 IV-5）。

つぎに、薪炭林地についてみると、その価格は北海道を除く全国平均は 1ha 当たり約 15 万円であって、用材林地価格の 75%であり、その騰貴率は年 2%程度と用材林地の場合と同様ではあるが、用材林地の騰貴率がわずかではあるが上昇傾向にあるのに対し、薪炭林地は 40 年にはやや鈍化している。これを地域別にみると、用材林地とほぼ同様の傾向を示し、関東、東山、東海の各地域が価格、騰貴率ともに高く上昇傾向にあり、中国、四国の両地域が価格、騰貴率ともに低く下降傾向にある。北海道の価格は、1ha 当たり 2 万円程度と他の地域の平均価格の 13%で、北海道と他の地域の価格の格差は用材林地と大差なく、また、騰貴率は、用材林地の場合とは逆に他の地域の平均より低くなっている（表 IV-6）。

(3) 林業金融

現在、林業金融は、銀行、相互銀行、信用金庫等による一般金融と、農林中央金庫、商工組合中央金庫等による系統金融と、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、国民金融公庫による制度金融に大別できるが、造林から伐出までの林業金融状況を貸出残高によってみると、37 年 3 月末で約 600 億円、41 年 3 月末で約 1,200 億円程度と推定され、4 年間に 2 倍程度とほぼ全産業並みの伸びを示している。また、各金融機関において林業の占めている割

合をみると、一般金融および制度金融では 0.2%程度であって、系統金融では 0.9%程度となっている。

つぎに、各金融機関別に資金の供給状況をみると、制度金融 45%、系統金融 18%、一般金融 37%となっている。過去 4 年間の動向をみると、制度金融は約 2 倍、系統金融は 4.5 倍、一般金融は 1.5 倍とそれぞれ増加している。系統金融の伸びがとくに大きいのは、森林組合の事業の進展と森林担保金融による増加が要因と考えられる。

また、林業関係資金の貸出残高を資金用途別にみると、設備資金は 48%、運転資金は 52% であり、4 年間のそれらの増加率は、ともに約 2 倍となっている。設備資金については、制度金融によるものが 94%とその比重が圧倒的に大きく、これは、林業生産の長期性と低収益性等が原因と考えられる。運転資金については、一般金融機関が 66.7%、系統金融が 32.8%を占めている（表 IV-7）。

さらに、林家の林業経営資金の借入れ状況を農林省「林家経済調査」によってみると、林家の借入金のうち、農林漁業金融公庫林業関係資金は、残高でみると約 3 割であり、このうち、伐採調整および林業経営維持資金が約 8 割を占めているが、最近の農林漁業金融公庫の年度別貸付実績によると、造林資金等事業に直接使用するものが 84%を占め、伐採調整資金等森林の維持に使用するものは 16%となっており、林家にとって農林漁業金融公庫資金のもつ意義がかわってきたといえる（表 IV-8, 9）。

3 私有林の経営動向

(1) 私有林経営の概況

私有林における林業生産活動が、造林、素材生産、製薪炭等において、ここ数年来停滞ないし後退してきていることはすでに述べたとおりであるが、これを農林省「1960 年世界農林業センサス」と「1965 年中間農業センサス」の結果を比較対照することにより、林家の経営活動の側面から概観することとする（なお、調査対象が前者は林家であり、後者は農林家であるが、林家の大部分が農家であることからみて、概括的な動向のは握は可能であろうと考えられる。）。

35 年と 40 年に、立木、素材、薪炭等なんらかの林産物を生産販売し、林業現金収入をえた林家の割合は、15%から 12%強へと約 2 割減少している。これを山林保有規模別にみると、両年とも小規模階層ほどその割合は少なく、かつ、その割合の減少度合も大きくなっているが、20~50ha 層になると過半の林家がなんらかの林業現金収入をあげていて、両年の

間に大差なく、50ha以上層では逆に40年の方が多くなっている。

このような傾向は、程度の差こそあれ、造林した林家の割合についてもいえる（図IV-3）。また、両年とも林業現金収入をえた林家の割合が造林した林家の割合より全般的に少なくなっているが、20～50ha層以上は40年になると、林業現金収入をえた林家の割合が造林した林家の割合よりも多く、20～50ha層では約60%が、50ha以上層では約70%がなんらかの林業現金収入をえており、しかもこれらの階層になると林業現金収入の高い林家の割合が多くなっている（図IV-4）。これは、規模が大きいほど植伐両面で経営活動をしている林家が多いことを示している。

林業経営の態様は、林家の造林、生産販売活動にもっとも端的にあらわれるが、さらに、経営活動の主要な手段である労働について、とくに林家の労働雇用の態様の面から検討してみることにする。

林家のうち労働者を雇用した林家の割合は40年の方が多く、その増加の程度は小規模階層ほど多くなっている。しかし、この傾向は生産部門により異なり、育林部門では全体的な傾向と同様であるが、伐出、製薪炭等の部門では、これとは逆の傾向を示し、しかも、小規模階層ほどその減少割合が著しく、50ha以上層では両年ともほとんどかわっていない。一方、育林、伐出、製薪炭等の各部門を合わせた1戸当たりの総雇用労働量についてみると、40年の方が減少しており、その割合は規模の大きくなるにしたがって著しい（表IV-10）。

このことはおそらく、育林部門では全般的に造林した林家数は減少してきているとはいえ、ここ数年来の造林の結果、人工林のある林家数の割合は増加してきており、その保育過程で雇用労働に依存する林家が増加してきているものとみられ、とくに、小規模階層では自家労働力の流出の影響もあって、その傾向が著しいものと考えられる（表IV-11）。

また、伐出製薪炭部門では、薪炭生産の急激な後退に伴い、薪炭生産の比重の高い小規模階層での労働雇用は著しく減退し、素材生産の多い大規模階層での労働雇用の態様には大きな変化がなかったものと考えられる。

つぎに、経営態様の推移を地域的にみると、林業現金収入をえた林家の割合は各地域とも減少しているが、減少の著しいのは東山、中国、四国で、反対に東北、近畿、北海道は少ない。また、造林した林家の割合も全般に減少しているが、減少の割合は、おしなべて中国、四国、九州等の西日本が著しく、東山、東海はほとんどかわらず、南近畿はむしろ多くなっている（表IV-12、13）。

以上、私有林における林業経営の概況を述べたが、その経営の内容はきわめて多様な形態のものが混在している。また、林家のもつ山林の経済的意識はその山林の質的内容によって種々異なるものではあるが、林業においては、土地の役割が他の生産諸要素に比べて著しく大きく、山林の経営方式は、保有規模によって左右されているといえよう。したがって、林家の経営を保有山林規模によって、小規模林家（1～5ha）、中規模林家（5～50ha）、大規模林家（50～500ha）に大別して、さらに分析を行うこととする。

(2) 小規模林家の林業経営

小規模林家にあつては、農業経営を行なうものが95%と大半を占めているので、小規模林家の経営動向の把握は、小面積の山林（1～5ha）を保有する農家、すなわち、小規模農林家の経済の分析を重点に行なうこととする。

農林省「1965年中間農業センサス」により、小規模農林家の保有山林の人工林率をみると、都府県平均で39.6%である。地域的には、自然的あるいは経済的に立地条件のよい関東、東海、南近畿、九州の人工林率が高く、立地条件のわるい東北、北陸やマツの天然林が多い中国などは低い（図IV-5）。

つぎに、これら小規模農林家の所得をみると、農林家総所得が39年度の70万円から40年度には81万円に増加しているのに対して、林業概算所得は39、40両年度とも約6万円でほとんどかわりがない。したがって、総所得に占める林業概算所得の割合は、39年度の8.4%から40年度の7.3%へと低下している（図IV-6）。

さらに、この林業概算所得を経済地帯別、地域別にみると、かなりの差があることがわかる。すなわち、経済地帯別にみた場合の山村地帯や地域別にみた場合の東山、南近畿、九州等では、都府県平均よりも上回っており、したがって、林業概算所得が総所得に占める比重も高くなっている（表IV-14）。

また、経営耕地規模別に、林業概算所得と農業所得や農林家所得との相対的關係の変化を38年度と40年度の比較でみる。ここでまず目につくのは、農業所得の伸びと林業概算所得の減退である。林業概算所得が伸びているのは、わずかに耕地面積が2.0ha以上の農林家のみである。減少をみせた階層のなかでも、0.5ha未満の農林家の減少は著しい。林業概算所得が農林家所得に占める割合も全階層とも低下し、この割合がもつとも高い耕地面積0.5～1.0ha層においても1割にみえない数値となっている（表IV-15）。保有山林の人工林率階層別の林業概算所得やその農林家所得に占める割合をみても、山林の人工林化の程度とあまり關係がなく、せいぜい10%程度の比重を占めるにすぎない（表IV-16）。

さらに、小規模農林家の労働の状況についてみると、40年度における家族員の労働時間の都府県1戸当たり平均は5,940時間であって、林業への投入時間は5.3%に当たる314時間となっている。この林業への労働投入量の割合は、経済地帯別には山村地帯、地域別には東海、南近畿、九州等の地域が都府県平均よりもかなり高くなっている（表IV-17）。

また、経営耕地規模別にみると、総労働時間に占める林業労働時間の比重が耕地規模0.5～1.0ha階層でもっとも大きい。なお、耕地規模がこの階層より小さい0.5ha未満階層では、農林業以外の兼業への就業時間が多くなり、耕地規模のより大きい階層においては、農業就業時間の割合が大きくなっている（表IV-18）。

(3) 中規模林家の林業経営

農林省「林家経済調査」は、保有山林面積5～50haの中規模林家のうち、比較的林業経営に積極的で優良な実績をあげている林家が調査対象となっているので、その点に留意する必要があるが、この調査によると、中規模林家の40年中の1戸当たり林業現金収入は、総平均で約53万円である。また、林業現金支出は約10万円である。したがって、約43万円が40年中の調査林家平均の林業現金所得（林業現金収入－林業現金支出）となっている（表IV-19）。

林業現金収入が保有山林面積の大小によって顕著な差があることはいうまでもないが、階層別の数値を39年のそれと比較してその変化をみることにする。調査林家の総平均では、40年の林業現金収入は前年に比べて96.3%とやや下回る程度であるが、そのなかで保有山林面積の小さい5～20ha層では対前年比120.4%という著しい増加を示している。一方、保有山林面積の大きい20～50ha層となると逆に83.6%に減少している（表IV-20）。この相違は、もつばら人工林の立木販売収入の増減によるものであって、天然林立木販売収入、素材生産収入、製薪炭収入等は、どの階層も前年に比べて少なくなっている。

林業収入のうち、前年に比べてかなり顕著に増大しているのは、絶対額は少ないが「その他林産収入」で、その大部分はきのこ類販売収入である（表IV-20）。しいたけを主とするきのこ類の生産は年を追って増大しているが、中規模林家におけるきのこ類販売現金収入も顕著に増加している（表IV-21）。

地域別に中規模林家のしいたけ販売状況をみると、販売戸数は39年中で全林家の20%をこえており、とくに、九州では40%をこえる半数に近い林家がしいたけ販売を行なっている。販売金額においては、九州、東海、関東、四国が高く、普及の程度においては、これら

のほか北陸，東山も多い（表 IV-22）。

林業収入が総体的に前年に比べて少なかったのに対して，これら林家の林業以外の所得は，前年に比べておしなべて増大している。被調査林家の 40 年の林業以外の所得は，平均して約 60 万円であって，これを林業現金所得と比べると両階層とも，林業以外の所得の方が多という結果になっている（表 IV-23）。

つぎに，労働投入量をみると，40 年は前年に比べて全般的に林業に対する労働投入量が減少している。現金収支の面で前年よりも上回った実績を示している 5~20ha 層においても，労働投入量は家族労働においてやや減，雇用労働においてほぼ横ばいであり，現金収支の面で前年より縮小した 20~50ha 層においては，雇用労働の投入が顕著に減少しているのがめだっている。林業に対する家族労働の投入量が，前年に比べておおむね後退気味であったのかかわって，農林業以外の兼業に対する労働投入が若干増大しており，林業就業時間減少の代替をしているかたちになっている（表 IV-24）。

(4) 大規模林家の林業経営

ひとくちに大規模林家といっても，保有山林面積が大きいという点だけが共通点であって，その林業経営の内容は千差万別である。50ha をこえる大面積の山林を保有していても，主業が林業以外のものである林家がかなり多く，そのなかでも，とくに農業を主業とするものの数が多い。林野庁「林業経営動向調査」によれば，大規模林家（50~500ha）のうち，山林の経営を主業とするものが 50%，農業を主業とするものが 20%，その他の仕事を主業とするものが 30%となっている（表 IV-25）。

つぎに，大規模林家の人工林率を主業別に比較してみると，山林経営を主業とするものは 58%で大規模林家平均（48，5%）より高いが，人工林率階層別の戸数分布は，40%未満のものが 3 割，40~80%のものが 4 割，80%以上のものが 3 割となっており，多様な人工林率のものが混在している。また，木材関係の自営業者の人工林率が 70%ともっとも高く，農業を主業とするものが 24%ともっとも低くなっている（表 IV-25）。

このような大規模林家の類型の多様さは，自然的，経済的条件の差異によっても影響され，その分布は地域的にかたよっている。たとえば，比較的山林経営に意欲的であると思われる人工林率 80%以上の林家は，東海・近畿などの地域に多い。一方，農業を主業とする林家は，東海・近畿には少なく，東北・北陸や中国などの地域に多い。このように大規模林家には，きまざまな形態のものが混在しているが，その人工林率階層別の戸数分布を農林省「1960 年世界農林業センサス」と林野庁「昭和 40 年度林業経営動向調査」とで比較してみ

ると、5年間の推移のうちに人工林率の高い階層の方に分布が移動していて、大規模林家において、かなりの人工林の拡大があったことがわかる（図IV-7）。

これら林家の保有山林面積10ha当たりの造林面積をみると、35年に拡大造林の多かった地域は四国・九州で、関東・東山、東海・近畿がこれにつづき、東北・北陸や中国などの地域では低かった（図IV-8）。

しかしながら、40年になると、人工林率の高い東海・近畿や四国・九州の地域においては、人工林の拡大につながる拡大造林面積は減少しており、人工林率の低い東北・北陸や中国の地域においては増大している。その結果、40年における大規模林家の単位山林面積当たり拡大造林面積は、地域間に大きな差が認められないような状況になっている。

大規模林家の拡大造林の動向は、各林家が保有している薪炭材にしか利用できないような天然林を、今後どのように取り扱っていくかにかかっている。林野庁「昭和40年度林業経営動向調査」によると、大規模林家の大多数は、これらの天然林をできるだけ人工林に転換しようとする計画をもって、天然林のままおいたり、他に貸すか売り払って直接経営をやめてしまおうと考えているものは少ない（図IV-9）。

(5) 森林組合の事業

林業経営において、その経営規模の零細性を克服し林業労働力を確保するとともに、資本装備の高度化による施業単位の拡大を図るための一つの方策として協業化が考えられる。協業の主要なない手である施設森林組合、生産森林組合の概況は次のとおりである。

施設森林組合の数は、合併が進んでいるため年々減少の傾向にあるが、組合員はほとんど増減がなく、組合員の所有森林面積はわずかではあるが増加している（図IV-10）。ここ数年間の組合加入率は、組合員数で58%（組合員数/地区内森林所有者数）、森林面積で73%（組合員所有森林面積/地区内私有林面積）の水準からあまり変化していない。

施設森林組合による協業化として組合員から委託された木材生産、造林等の森林施業を施設森林組合が機械力、専門的技術労働力を用いて実施するカタチが増加している。このため、施設森林組合の行なっている経済事業のうち、林産事業の伸びが著しい。販売事業については、木材販売量は増大しているが、立木販売や薪炭販売が減退しているのと相殺されて、その取扱金額は、ほぼ横ばい状況をつづけている（表IV-26）。

このように、生産、販売事業を通じて、施設森林組合が素材の生産、流通部門に進出しつ

つある傾向は顕著である。また、組合員からの受託や請負による森林造成事業量も年々急速に増加している。以上のような事情から施設森林組合が所有する林業機械の台数は著しく増加している（図 IV-11）。

また、林業労働力の不足に対処するとともに、技能労働者の専門化の必要から発生した林業労務班も急速に増加した。40年3月31日現在、労務班を組織している組合数は1,003組合で、施設森林組合の約3分の1の組合に労務班ができていくことになる（図 IV-12）。

施設森林組合が合併によって減少しているのに反して、生産森林組合の数は年々増加している。その設立の動機をみると、多くは入会林野の整備によるものと考えられ、入会林野等の近代化対策の推進によって今後生産森林組合の数はかなり増加するものと予想される（表 IV-27）。

生産森林組合が経営する森林は、現物出資のもの、それ以外のものを合わせ、ほぼ組合数の増加と同じ程度の増加であるが、それらが行なう生産販売事業はかなり顕著に増加している（図 IV-13、表 IV-28）。

4 公有林野の経営動向

(1) 公有林野の概況

公有林は、主として都道府県有林、市町村有林、財産区有林に大別され、その保有する面積は、わが国森林面積の11%に当たる284万haであって、そのうち人工林は29%にすぎず、大半が天然林、とくに広葉樹林で占められている。公有林の分布状況を地域別にみると、都道府県有林では、北海道が57%で過半を占め、東山が14%でこれに次いでいるが、市町村有林では、北海道の24%を最高とし、東北、中国、九州および東山がこれにつづいている。また、財産区有林では、東北が33%を占め、これに近畿、東山、東海および中国がつづいている（表 IV-29）。

つぎに、公有林の使用形態をみると、都道府県有林では直営林が93%を占めているが、市町村有林および財産区有林では、直営林がそれぞれ59%、54%となっており、残りが、官行造林、県行造林、公団造林、公社造林、分収造林等他人に経営をまかせている林地である（図 IV-14）。

さらに、公有林の役割をみると、経営形態によってかなりの差異が認められる。すなわち、都道府県有林にあっては、その経営による益金の大半は、民有林の開発や育林事業に使用さ

れている。

しかし、市町村有林にあつては、一般に市町村の基本財産としての性格がつよく、その収益も、学校、役場、公民館等の公共建築や道路その他の公共施設などの財源に当てられる場合が多く、益金の約 90%がこれらに使用され、林業に還元されるものはきわめて少ない。また、財産区有林においても市町村よりは少ないが、その益金が区域内の公共目的に供されているものが 60%以上を占めている（図 IV-15）。

なお、公有林野のうち旧慣により地元民に使用させている林野、すなわち、旧慣使用林野について若干ふれると、それは、入会林野同様藩制時代から地元住民がその生計維持の自主的規制のもとに利用してきたものであり、その面積は全国で約 40 万 ha と推定されており、そのほとんどが財産区名儀の林野である。ちなみに、これをも含め、一般に入会林野または慣行共有林などと呼ばれている林野は、山林で約 160 万 ha、原野で約 40 万 ha と推定されている。これを地域別にみると、東北がもっとも多く、近畿がこれに次いでいる。

また、この旧慣使用林野の利用状況をみると、入会林野とほぼ同様に、一般に林家の山林に比べて粗放であり、その生産性も低い（表 IV-30）。

(2) 経営の動向

公有林の現況は、前述のように各経営形態とも大半が天然林であり、人工林を拡大する余地が多く、しかも、人工林の林齢構成は 10 年生以下が過半を占めており、今後当分の間はあまり収入が期待できないばかりでなく、年々育林経費が増加する傾向にある（図 IV-16）。

まず、都道府県および市町村・財産区による造林の動向についてみると、その造林面積は、40 年度には前年度に対し 0.7%が減少となっているが、再造林は前年度の 14.0%の増、拡大造林は 4.9%の減となっている。拡大造林について経営形態別に 36 年度以降の動向をみると、市町村・財産区による拡大造林の減少傾向がめだっている（図 IV-17）。

つぎに、40 年における公有林の素材生産量（立木販売を含む。）についてみると、前年に対し 8.0%の増に当たる 359 万 m³ で、わが国の素材生産量の 7.3%となっているが、経営形態別にみると、都道府県有林では対前年比 117.1%とかなり伸びているが、市町村・財産区では 99.2%と伸びなやみの状況にある（図 IV-18）。

最後に、公有林の収支状況についてみると、自治省の 39 年度の調査によれば、益金のあつるものは都道府県では約 50%、市町村では約 40%となっており、収入についてみると、都

道府県では立木販売が 53%、素材販売が 30%を占めており、市町村・財産区では立木販売が 44%、素材販売が 6%で素材販売はきわめて少ない。また、支出については、いずれの形態においても育林事業費がもっとも多く、林道開設費がこれに次いでいる。

5 国有林野の経営動向

(1) 国有林野の概況

国有林野（国有林野法第 2 条に規定する国有林野）の面積は 756 万 ha で、このうち、71%が天然林であり人工林は 18%となっている。蓄積は 8 億 9000 万 m³ で、このうち、43%が針葉樹、57%が広葉樹である。また、人工林、天然林別にみると、天然林の蓄積が 87%を占め、人工林は 13%にすぎない。しかしながら、国有林は、わが国森林面積の約 30%、蓄積の約 50%を占めていることから、わが国の林業においてきわめて重要な位置にあり、国民経済の発展に伴って、森林のもつ公益的機能の確保、木材生産の増加等国有林に対する諸要請は一段と強まり、今後の国有林野の管理経営は、従来以上にわが国の社会、経済等の諸情勢の推移との関連を十分に考慮して実施されなければならない現状にある。

このため、国有林としては、国土の保全、水源のかん養等森林のもつ公益的機能をより充実させるため、保安林整備計画に従い、現在 192 万 ha の保安林を今後約 340 万 ha に増加させるとともに、年々増大する木材需要に対処して、森林資源の高度利用を促進するため、林道の総延長を約 7 万 km にするよう開設を進め、奥地未開発林を積極的に開発し、現在 133 万 ha の人工林を将来 330 万 ha に拡大することとしている。

なお、40 年 3 月に中央森林審議会から答申された「国有林野事業の果たすべき役割りと経営のあり方」の趣旨を尊重して、より一層各種事業の生産性の向上等事業の合理的運営が図られている。

(2) 経営の動向

国有林野事業は、公益的使命の達成と企業性の確保に必要な考慮を払いつつ、国民経済の諸要請にこたえ、拡大生産を根幹とする経営計画に従って事業が進められている。

木材生産においては、増大する木材需要に対応し、将来の木材の持続的供給に支障をきたさない範囲で伐採量を増加してきたが、40 年度の伐採量は前年度をやや下回る 2,288 万 m³ となっている。これを用材、薪炭材別にみると、木材需要構造および燃料消費構造等の変化に伴って、用材は 40 年度まで年々増加の傾向にあるが、薪炭材は逆に減少しつつある（図

IV-19)。また、用材伐採量の増加に伴って、素材生産量も増大の傾向をたどり、このため、40年度の素材販売量は539万m³となり、前年度より3.7%増加した。なお、素材販売による収入とその生産に要する経費は、国有林野事業特別会計の収支に大きな比重を占めているので、素材生産事業の能率を高めるため、合理化による経費の節減、販売努力による収入の増加等が図られている。

育林事業については、人工造林地は年々着実に増加し、30年度当初には約93万haであったが、10年後の40年度当初には約133万haに増加している。40年度の造林面積は、約8万8000haで前年度の4.0%の増加となった（図IV-20）。

種苗事業は、育林事業の推進により必要な優良苗木の確保を前提として実施されており、最近の養苗技術の高度化に適合するよう苗畑分整備統合が行なわれ、1苗畑平均面積は、39年度末現在の8.84haから40年度末現在には9.63haに増加している。

林道事業は、奥地未開発林の開発を重点に進められており、その事業量は年々増大し、41年3月末では自動車道の総延長は2万0920kmにおよび、前年同期の7.0%の増加となった。また、最近の輸送車両の大型化と輸送力増強のため、自動車道の開設および既設林道の改良にも重点がおかれ、さらに、地域の開発にも寄与するよう民有林林道等との調整が図られている。

治山事業は、39年度に策定された治山事業5ヵ年計画に従い、40年度には工事費56億円の投資が行なわれている。しかしながら、今後この計画をすべて国有林野事業特別会計で実施することは、最近の同会計の財政状態からして困難であるので、41年度の治山事業においては、治山治水上重要な10流域の事業に要する経費を暫定的措置として一般会計から繰り入れて実行されている。また治山事業と並行して、29年度以降保安林整備計画に従って保安林の新規指定を実施するとともに、国が管理することを適当とする民有保安林を29年度から40年度までに21万ha買い入れたことにより、保安林面積は、30年度当初の86万haが40年度当初には192万haとなった。

以上が国有林の主要事業の動向であるが、これら国有林野事業に従事した職員は40年度には約4万人、雇用された作業員は延べ約1,400万人で、これら作業員の事業別内訳は育林事業が全体の35%を占めてもっとも多く、次いで製品生産事業29%、種苗事業13%の順となっている。作業員の1日当たり平均賃金は35年度以降大幅に上昇し、40年度には35年度の2倍強となっている（図IV-21）。

40年度における国有林野事業の経理状況は、販売努力による収入の確保、事業運営の合

理化による経費の節減等が図られたほか、年度後半の木材価格の好転もあって、収支面では 33 億 5700 万円の余剰を生じた。一方、損益面では 2 億 9500 万円の損失となった。これは、設備投資が前年度と同規模程度に推移したのに対し、人件費の上昇などによる費用の増大が収益の伸びを上回ったためである（図 IV-22）。

V 林業労働の動向

1 林業労働の概況

40 年におけるわが国の月別林業就業者数は、総理府「労働力調査」によれば、最高 50 万人から最低 24 万人とかなりの開きがあるが、これを年平均で見ると 37 万人となっており、この内訳は自営業主 9 万人、家族従業者 6 万人、雇用者 22 万人である。また、一般に、林業労働は作業の季節性、作業単位の小規模性等のため、臨時日雇的性格が強い。

つぎに、就業者数の推移を 35 年以降についてみると、わが国経済の高度成長に伴う労働力需要の増大により、第 2 次、第 3 次産業の就業者数は年々増加している反面、農林業就業者数は減少している。そのうち、農林業雇用者数については、最近 2・3 年は鈍化しているが、すう勢としては減少傾向にある。林業就業者については、農業の場合と異なり雇用者の割合がかなり高いので、その傾向は農林業就業者数よりは農林業雇用者数の傾向に近いものと考えられる（図 V-1）。

このように、農林業から他産業への労働力の流出は著しいが山村地帯における最近 3 年間の労働力の流出状況を農林省「農家就業動向調査」により他の地帯と比較してみると、農家の人口減少率、就職者流出率、就職者離村率は山村がもっとも高く、農山村、平地農村の順に低くなっており、また、男子出稼ぎ率および農業従事者の出稼ぎ率も、山村がもっとも高くなっている（表 V-1, 2）。これらのことから、林業就業者は、山村地帯における農家と密接な関係があるだけに、今後とも山村の労働力の流出によりかなりの影響をうけるものと考えられる。

このような傾向は、林業就業者のうち、比較的高い割合を占める林業雇用労働者についても考えられ、各地で林業雇用労働者の量的不足とともに、質的低下の傾向が強くなっている。労働力の需給状況を林野庁「林業経営動向調査」により育林事業についてみると、労働力を雇用した林家のうち「労働力不足になやんだ林家」が 39 年には約半数を占めていることから、労働者の雇用にはかなりの困難があることがわかる。

一方、労働力の質的低下について、林野庁の調査により国有林労働者の年齢階層構成をみ

ると、雇用労働者（月雇以上）のうち 25 歳以下の労働者の占める割合は、36 年度当初では 27%であったものが、40 年度当初では 14%に低下しているのに対して、45 歳以上の労働者の占める割合は、21%から 25%に上昇している。また、育林労働においては、女子化の傾向がみられ、高齢化とともに質的低下の傾向がうかがわれる。

このような林業労働力の量的不足および質的低下に対し、森林組合労務班の結成等による林業労働者の専門化の動きが全国にみられるになり、林野庁「森林組合統計」によれば、労務班を結成している森林組合数は、39 年 3 月末現在の 886 から 40 年 3 月末現在では 1,003 となり、労働者数も、39 年の約 3 万 2000 人から 40 年には約 3 万 8000 人と増加の傾向を示している。

2 林業労働賃金

前述のように、山村における若年労働力の流出がいぜんとしてつづいており、このため、林業賃金の水準はかなりの上昇を示している。

しかしながら、単に林業賃金といっても、それは伐出、製薪炭、育林等の各事業について格差があるばかりでなく、同一事業についても職種別はもとより、支払形態別、就労場所別、地域別等にもかなりの格差があるので、そのおもなものについて、賃金の水準および推移をみることにする。なお、資料は労働省「林業労働者職種別賃金調査」によることとし、労働省調査の対象となっていない育林業については林野庁「民間林業労務者の賃金実態調査」によることとするが、林野庁の調査は、その調査範囲が国有林と密接な関連を有する地域のみとなっているので、この点を留意する必要がある。

(1) 賃金水準

林業労働賃金を職種別にみると、伐出業の 1 日平均賃金は 1,220 円であるが職種によってかなりの高低がみられる。すなわち、伐出業のなかでも畜力集運材夫がもっとも高く、次いで自己所有のチェーンソー伐木夫で、他の職種の 2 倍に近い賃金である。また、会社所有のチェーンソー伐木夫、伐木造材夫の賃金は、機械集運材夫、人力集運材夫よりも低い（表 V-3）。

このように、畜力集運材夫、自己所有のチェーンソー伐木夫の賃金が著しく高いのは、畜力集運材夫の賃金のなかには、労働力の対価のほか、労働者が生産用具としてその作業に使用した役畜の費用が含まれており、自己所有のチェーンソー伐木夫の賃金のなかにはチェーンソーの減価償却費、燃料費等が含まれているためである。

製薪炭業の1日平均賃金は1,013円で、製薪夫と製炭夫とでは、大きな開きは認められない（表V-4）。

育林業の定額制の1日平均賃金は907円で、男女別にみると、男子造林手は1,060円、女子造林手は645円となっている。

このように、製薪炭業や育林業の賃金が伐出業に対して低いのは、これらの労働には高齢者ないし女子が充当される場合が多く、雇用も農業労働需要の比較的少ない時期における農家の副業的な兼業労働力に依存しているからである。

つぎに、支払形態別の賃金をみると、伐出業では、定額制1,112円、出来高制1,352円で、出来高制は定額制に対して22%高く、さらに、職種別に出来高制と定額制の賃金格差をみると、自己所有のチェーンソー伐木夫がもっとも大きく、次いで畜力集運材夫で、比較的小さいのは伐木造材夫、会社所有のチェーンソー伐木夫である（表V-5）。

製薪炭業では、定額制1,010円、出来高制1,015円で両者の間には大きな開きはない。これを職種別にみると、製炭夫では出来高制が12%高くなっているが、製薪夫では両者の格差はほとんどみられない。

育林業では、出来高制が定額制に対して67%高くこの傾向は男女別にみても大差がない。

このように、支払形態別に1日平均賃金をみると、出来高制が定額制より一般に高いのは、出来高制が能率給であるため労働の密度が高いばかりでなく、労働者の質がすぐれている場合が多いことなどによるものである。

さらに、就労場所別の賃金をみると、伐出業では、里山1,156円、奥山1,402円で、奥山は里山に対して21%高く、さらに、職種別に奥山と里山の賃金格差をみると、畜力集運材夫を最高とし、次いで自己所有のチェーンソー伐木夫で、もっとも格差の小さいのは会社所有のチェーンソー伐木夫である（表V-6）。

また、伐木作業（伐木造材夫、自己所有のチェーンソー伐木夫、会社所有のチェーンソー伐木夫の合計）における賃金階層別労働者比率をみると、里山では1,000～1,200円の階層がもっとも多く、次いで700～1,000円、1,200～1,500円の階層が多いが、700円以下の階層と2,000円以上の階層は少ない。これに対して、奥山では1,200～1,500円の階層がもっとも多く、次いで1,500～2,000円、1,000～1,200円の階層が多いが、これらの階層よりも上層

または下層になるに従って急激に比率も低下している。しかし、3,000円以上の賃金階層の占める比率が14%もあるのは、自己所有のチェーンソー伐木夫の占める割合が多いことによるものである（表V-7）。

製薪炭業では、里山941円、奥山1,157円で、奥山は里山に対して23%高く、職種別に賃金格差をみると、製炭夫では59%、製薪夫では19%高くなっている。

このように、奥山の1日平均賃金が里山より高いのは、奥山は里山に比較して自然的あるいは地理的条件が劣悪なため作業が困難である場合が多く、作業に熟練度を要すること、日帰りが困難なために宿泊を必要とし、これに多くの費用を要することなどによるものである。

最後に、地域別に賃金をみると、伐出業は、奈良（1,647円）を最高として、京都（1,593円）、山梨、北海道（1,559円）がつづき、佐賀（902円）が最低となっている。また、若干の職種についてみると、伐木造材夫は、奈良（1,673円）を最高として、北海道（1,602円）、神奈川（1,573円）が高く、低いところは山形（926円）、長崎（917円）で、最低が佐賀（898円）となっている。人力集運材夫は、北海道（1,768円）を最高として、神奈川（1,672円）がこれに次ぎ、低いところは佐賀（833円）、熊本（821円）で、最低が鹿児島（776円）となっている。

育林業の賃金について地域別（営林局管轄区域別）にみると、北海道（1,430円）を最高として、東京（1,131円）、長野（1,108円）がつづき、熊本（643円）が最低となっている。男子造林手は、北海道（1,494円）を最高として、東京（1,233円）、名古屋（1,180円）がつづき、最低が熊本（735円）となっている。

このように、1日平均賃金は地域別に相当の格差を生じているが、このことは、基本的には、その地域における労働力の需給とかなり関係があると考えられ、北海道、関東、東海、近畿等の労働力需要地域は、東北、九州等の供給地域に比較して一般に高くなっている。

(2) 賃金の推移

職種別賃金の推移をみると、40年における伐出業の賃金水準は、35年に対して88%、前年に対して10%の上昇となっている。

これを職種別にみると、35年以降40年までに上昇率のもっとも高いのは人力集運材夫の93%で、次いで畜力集運材夫の89%であり、もっとも低いのは伐木造材夫の79%である。さらに、前年に比べると人力集運材夫の12%を最高として、機械集運材夫が11%、会社所有のチェーンソー伐木夫および伐木造材夫が各10%の上昇となっている（図V-2）。

製薪炭業について、40年の賃金水準を35年に比べると83%、前年に比べると7%の上昇となっており、伐出業と比べてその上昇率はやや低い。これを職種別にみると、35年以降の上昇率は、製薪夫では94%、製炭夫では73%となっている。また、製薪夫の賃金上昇率は毎年ほぼ一定であるのに対し、製炭夫の上昇率が毎年かなり変動しているのは、製炭夫のうち出来高制によるものの割合の変動が、製薪夫のそれよりも大きいことが影響しているものと考えられる（図V-3）。

育林業について37年以降40年までの推移をみると、37%の上昇となっており、また、前年に比べると7%と製薪炭業とほぼ同様の上昇となっている。これを男子造林手および女子造林手についてみると、37年以降40年までの賃金上昇率は男子造林手の36%に対し、女子造林手の44%と女子造林手が高く、また前年に比べても、男子造林手8%、女子造林手12%と女子造林手が高くなっており、男女間の賃金格差はしだいに縮小する傾向にある。

つぎに、地域別賃金の推移についてみると、伐木造材夫の賃金は、全国平均で35年から40年までに約80%の上昇を示し、その上昇の著しい地域は、神奈川の150%を最高として滋賀、大分、高知、熊本の諸県であり、あまり上昇しなかった地域は、富山の30%を最低として北海道、山梨、長野、岐阜の諸道県である。また、前年と比べて上昇の著しい地域は、群馬滋賀、神奈川の23%を最高として大分、島根の諸県がつづき、上昇の少ない地域は兵庫、茨城の諸県で、埼玉、高知の諸県ではわずかではあるが低下している。

人力集運材夫の賃金は、伐木造材夫よりも上昇が著しく、35年から40年までに2倍以上に上昇した地域は、神奈川の2.5倍を最高として18県にも達している。そのうち、前年に比べて30%以上上昇した地域は、神奈川の59%を最高として長崎、岐阜、長野の諸県である。これに対し、35年から40年にかけて他の地域より上昇率の比較的低い鹿児島、熊本の諸県においても、前年に対して約40%の上昇があった。

男子造林手の賃金は、37年から40年までに平均36%の上昇を示し、その上昇率の著しい地域（営林局管轄区域別）は、秋田の85%を最高として熊本、長野、青森の諸地域であり、比較的上昇の緩慢な地域は、東京、名古屋の諸地域である。

これらのことから、35～37年において他地域に対し比較的賃金水準が高かった北海道、関東、東山、東海、近畿の諸地域は、林業先進地域および一部大都市近郊地域を除き、賃金水準上昇の鈍化傾向があらわれている。一方、35～37年にかけてかなりの低水準にあった東北、北陸、四国、九州においては、賃金水準が職種によって急激に上昇して全国水準に近づいており、一般的に地域間の賃金格差はしだいに縮小する傾向にある。

以上のように、林業労働賃金は、毎年かなり急激に上昇しているが、林業労働は前述したように季節的、臨時的であり、しかも天候に左右されやすく、その稼働日数はあまり多くないため、平均1ヵ月当たりの賃金収入は比較的少ないのが普通である。

なお、伐出業の賃金上昇率を国有林の製品生産事業および他産業のそれと比較すると、農林業以外の全産業平均よりは高いが、国有林の製品生産事業および建設業よりは低い伸び率を示している（表V-8）。

3 労働災害と災害補償

(1) 労働災害

ア 労働災害のひん度と強度

40年の林業における労働災害の発生状況を労働省「労働者死傷月報」によって、休業8日以上死傷者数についてみると、その数は約2万2500人で、その災害程度別内訳は、死亡が319人、永久労働不能、永久一部労働不能および休業8日以上の重傷が約2万2200人である。これを前年に比べると総数でおよそ9%の減少となっており、これは、全産業における死傷者数の前年に対する減少率と比較すると、およそ2倍に近い減少率となっている。また、このうち、国有林野事業における災害発生状況を林野庁の調査によって、重傷以上の死傷者数についてみると、死傷者数は2,382人で、その災害程度別内訳は、死亡33人、重傷2,349人で、前年に比べると18%の減少となっている。

35年以降の労働災害のひん度を休業8日以上死傷年千人率（労働者千人当たり1年間の死傷者数）でみると、年々著しい減少を示しており、とくに40年は、前年の63.9から11.2%減の57.1となった（表V-9）。

しかしながら、40年の林業死傷年千人率を他産業と比較すると、鉱業の127.9、貨物取扱業の66.3に次いで3位となっており、林業は全産業中災害率の高い部類に属している。しかも、月別に度数率（100万延労働時間当たりの労働災害による死傷者数）をみても、林業労働が比較的多く投下される6月から10月にかけて高い比率を示していることから、今後災害を減少させるためには、なお一層の努力が必要とされる。

つぎに、35年以降の労働災害の強さなど質的な面についてみると、40年は前年に比べて、労働災害による死傷者数は減少しているにもかかわらず、死亡者数は必ずしも顕著な減少

を示しておらず、また、規模 100 人以上の事業所における災害の強度率および被災労働者 1 人当たりの労働損失日数は、ともに前年に比べて増大しているが、強度率は、すう勢としては 35 年以降低下の傾向にある（表 V-10）。

これらのことから、40 年の労働災害は、死傷者数のひん度の面ではひきつづき減少傾向にあるが、他面強度面では前年に比べてやや大型化しているといえる。しかし、林野庁の調査によれば、国有林野事業においては、強度率は 39 年度の 1.91 から 40 年度には 1.89 に低下し、林業全般の場合とは逆に、災害の強さにおいても低下している。

イ 労働災害の原因別状況

40 年の労働災害原因別発生状況を、労働省「労働者死傷年報」によって、休業 8 日以上死傷者数についてみると、総数約 2 万 2500 人のうち、作業行動災害がもっとも多く、全体の 87% を占め、次いで動力運転災害の 10% で、特殊危険災害、雑原因災害については、その割合はきわめて少ない。また、原因別災害の構成割合を前年に比べると、作業行動災害、特殊危険災害がいずれも低下しているのに対して、動力運転災害が増加しており、35 年以降の推移をみると、35 年には、作業行動災害が 93% で最高を占め、次いで動力運転災害、特殊危険災害の順であったものが、林業機械化の進展に伴い、36 年以降、動力運転災害の全災害に対する割合が上昇している（表 V-11）。

なお、チェンソー等使用者の一部に生じた「レイノー現象」については、騒音、振動を軽減するための機械の改良が行なわれ、実用化されているが、作業方法、医学的な予防および治療方法等については、なおひきつづき調査研究が進められている。

(2) 災害補償

業務上の災害、疾病に対して補償する制度として、労働者災害補償保険制度があるが、林業の場合は「常時労働者を使用するもの」と「1 年の期間において使用労働者延人員 300 人以上のもの」が強制適用事業で、それ以外のは任意適用事業とされている。

労働省「労災保険事業月報」によれば、40 年 9 月末現在で適用事業場数は 3 万 8552、適用労働者数は 26 万 5964 人となっているが、これらを前年に比べると、事業場数、労働者数とも 24% の減少となっている。また、35 年以降の推移をみると、事業場数、労働者数とも減少傾向をたどり、40 年においては 35 年に対し、事業場数で 43%、労働者数で 34% の減少となっているが、これは、主として伐出業に属する事業場および労働者の減少によるものである（図 V-4）。

つぎに、労働省「労災保険事業年報」により災害補償費の支出状況をみると、40年度では補償費支出総額23億2700万円で、これを前年に比べると10%の増加となっている。また、35年度以降の推移をみると、前述の適用労働者数の減少傾向にもかかわらず、補償費支出総額は療養費の値上がり、長期給付の増加等によって年々増加している（表V-12）。

国有林野事業においては、公務上の災害をうけた労働者に対して「国家公務員災害補償法」の規定により補償を行わなければならないとされており、これに要した補償額は、林野庁「国有林野事業統計」によると、40年度は約2億8000万円で、前年度に比べて約5%の増加となっている。また、35年度以降の推移をみると、補償額は、公務災害人数の減少傾向とは逆に増加の傾向にある（表V-13）。

4 被用者保険制度

林業においては、作業の季節性、労働者の兼業性、作業単位の小規模性等のため国有林労働者を除き、現行の被用者保険制度は、必ずしもいまだ十分に適用されていないのが実情であるが、そのおもなものについて適用の状況をみることにする。

失業保険制度は、林業については5人以上の労働者を雇用する法人の事務所、国、都道府県、市町村等に雇用されるものは当然適用で、それ以外のものは任意包括適用になっている。労働省「失業保険事業月報」によれば、40年7月末現在で適用事業所数は1,824、被保険者数は6万6621人となっている。健康保険は、林業の場合には、国または常時5人以上の労働者を雇用する法人の事務所に使用されている者を除き、任意包括被保険者となっている。この制度が常用労働者を対象としたものであることなどから、林業の場合普及が遅れており、国有林野事業においては、39年度には約3万人の労働者がこれに加入しているが、民有林においてはきわめて少なく、当面任意包括被保険者の加入を促進する必要がある。

日雇労働者健康保険は、一般の健康保険が強制適用または任意適用されている事業所でなければ適用されないことになっている。国有林野事業においては、39年度には延べ約7万人の労働者がこれに加入しているが、民有林においては、一般の健康保険の適用されている事業所がきわめて少ないため、これに加入しているものはなほ少ない。

厚生年金保険は、健康保険制度と同様に5人以上の労働者を使用する事業所に勤務する者等に適用されているが、国有林野事業においては、39年度には約2万人がこれに加入している。しかし、民有林においては、健康保険と同様に加入者はきわめて少ない。

農林漁業団体職員共済組合は、林業関係では森林組合に常時使用されるものは、役員、職員、作業員（現場労働者）の別および賃金の支払形態の別を問わず加入できることになっている。しかし、臨時的な雇用労働者は適用を除外されており、現在これに加入しているのは役員、職員のみで、一般作業員はほとんど加入していない。

中小企業退職金共済制度は、本来、長期勤続者を適用対象としており、短期雇用者については、退職金給付が必ずしも有利でないため、林業では、年間を通じて雇用される常用労働者でなければ、これへの加入が困難である。

なお、以上の被用者保険制度のほか、一般的な社会保険制度として、国民健康保険制度および国民年金制度などがあり、前述の被用者保険制度の対象外の労働者等に対して適用されている。

5 林業労働者の組織化の現状

労働省「昭和 40 年労働組合基本調査」により林業労働組合の組織現況をみると、6 月末現在では組合員数は約 8 万 8000 人で、その大部分を、官公庁組合が占めている。また、40 年の組合員総数を前年に比べると、3%の減少となっている。

労働組合組織の動きをみると、最近における林業雇用労働者の減少があったにもかかわらず、組合数および組合員数はともに年々増加したが、39 年以降その増加率が鈍化し、40 年には組合員数は前年よりも減少している。組合員数の減少の理由については、新設組合が前年に比べて少なかった反面、既設組合における組合員数が大幅に減少したことや解散組合が増加したことなどのためである。

つぎに、林業における労働組合の組織率については、組合の大部分は官公庁の労働者であることから、民有林労働者の組合組織率は、まだかなり低いものと考えられる。その要因としては、作業単位の小規模性、作業の季節性、労働者の兼業性あるいは山村という社会環境等があげられる。しかし、林業経営の近代化に伴い、林業労働者は今後しだいに組織化されていくであろうが、このことは、林業労使関係の近代化を一層前進させる契機となるものと考えられる。